

第 4 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成27年10月16日

(平成26年度決算)

(環境生活部・商工観光労働部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 4 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

平成27年10月16日（金曜日）

午前9時59分開議
午前11時35分休憩
午後1時1分開議
午後1時52分休憩
午後1時58分開議
午後2時47分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第30号 平成26年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第31号 平成26年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第35号 平成26年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第36号 熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第42号 平成26年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第43号 平成26年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(11人)

- 委員長 吉 永 和 世
- 副委員長 瀧 上 陽 一
- 委員 山 本 秀 久
- 委員 藤 川 隆 夫
- 委員 荒 木 章 博
- 委員 浦 田 祐三子
- 委員 高 木 健 次
- 委員 緒 方 勇 二
- 委員 前 田 憲 秀
- 委員 濱 田 大 造

委員 山 本 伸 裕

欠席委員(1人)

委員 坂 田 孝 志

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 田 代 裕 信

政策審議監 宮 尾 千加子

環境局長 坂 本 孝 広

県民生活局長 中 園 三千代

環境政策課長 家 入 淳

首席審議員兼

水俣病保健課長 田 中 義 人

水俣病審査課長 藤 本 聡

環境立県推進課長 佐 藤 美智子

環境保全課長 川 越 吉 廣

自然保護課長 川 上 信 久

首席審議員兼

廃棄物対策課長 岡 田 浩

くらしの安全推進課長 開 田 哲 生

消費生活課長 前 野 弘

男女参画・協働推進課長 大 谷 祐 次

人権同和政策課長 中 富 恭 男

商工観光労働部

部長 高 口 義 幸

政策審議監兼商工政策課長 奥 藺 惣 幸

商工労働局長 伊 藤 英 典

新産業振興局長 渡 辺 純 一

観光交流経済局長 小 原 雅 晶

商工振興金融課長 原 山 明 博

労働雇用課長 松 岡 正 之

産業人材育成課長 石 貫 秀 一

産業支援課長 古 森 美津代

エネルギー政策課長 村 井 浩 一

企業立地課長 寺 野 慎 吾

観光課長 満 原 裕 治

国際課長 磯 田 淳

くまもとブランド推進課長 成 尾 雅 貴

事務局職員出席者

議事課課長補佐 小 夏 香

議事課主幹 黒 岩 雅 樹

午前9時59分開議

○吉永和世委員長 それでは、ただいまから第4回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、午前に環境生活部の審査を行い、午後から商工観光労働部の審査を行うこととしております。

それでは、これより環境生活部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、環境生活部長から決算概要の説明を行い、続いて、担当課長から順次資料の説明をお願いします。

初めに、田代環境生活部長。

○田代環境生活部長 環境生活部でございます。

平成26年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、環境生活部関係の事項につきまして、その後の措置状況を御報告申し上げます。

関係する事項としましては、各部局共通事項の「未収金の解消については、未収金対策連絡会議における徴収ノウハウの共有化や各課独自の工夫等により着実な改善が図られつつあるが、歳入の確保及び公平性の観点から、さらに徹底した徴収に努めること。」という御指摘でございます。

当部の収入未済につきましては、水俣病保

健課分の関西訴訟原告への療養費等支給事業に係る離島加算手当の過払い金が主なものでございますけれども、これは、平成22年度に返納者から分納誓約書を徴収して以降、毎月電話により本人の生活状況や納付可能額をお聞きした上で、計画的に納付いただいているところでございます。

御指摘の事項の措置状況は、以上でございます。

続きまして、環境生活部の平成26年度決算の概要について御説明申し上げます。

説明資料の1ページをお開きください。説明資料1ページ、横長の資料でございます。

環境生活部の説明資料1ページ、当部の決算に関連します会計は、一般会計及び熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の2会計でございます。

まず、左側の歳入の欄でございます。最下段、2会計を合わせました収入済み額は258億8,300万円余で、収入未済額は15万円でございます。

次に、右側の歳出欄でございますけれども、予算現額363億5,300万円余に対しまして、支出済み額は344億9,600万円余、繰越額は7億2,800万円余、不用額は11億2,700万円余となっております。なお、執行率は94.9%でございます。

この不用額の主な内容は、水俣病総合対策事業におきまして、療養費等の支給額が見込みを下回ったことによる不用額等でございます。

以上が平成26年度決算の概要でございます。詳細につきましては、各課長が説明申し上げますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○吉永和世委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○家入環境政策課長 環境政策課でございま

す。

今年度の定期監査の結果につきましては、指摘事項はございません。

それでは、当課の決算について御説明いたします。

説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入ですが、国庫支出金、繰越金、諸収入とも不納欠損額及び収入未済額はございません。

上段の水俣病総合対策事業費補助の225万円余は、水俣条約外交会議1周年フォーラムに対する国庫補助でございませぬ。

中段のチッソ株式会社貸付金県債償還等特別会計繰入金は、チッソの一時金支払い支援に係る出資金利子が、水俣・芦北地域振興財団から返還されたことに伴う特別会計からの繰入金でございませぬ。

3ページをお願いいたします。

一般会計の歳出です。

上段の一般管理費は、職員の時間外勤務手当です。

中段の公害対策費は、職員給与費及び水銀フリー推進事業等に係る経費です。

不用額の637万円余は、水銀研究留学生支援補助金及びその他節減による執行残です。

下段のチッソ株式会社貸付金県債償還等特別会計繰出金につきましては、次ページ以降の特別会計の中で御説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

ここから、県がチッソに貸し付けるために借り入れた、いわゆるチッソ県債の償還に係る特別会計です。

チッソへの金融支援は、基本的に、国の資金を原資に、県が直接的または間接的にチッソに貸し付けるというものです。国の閣議了解等において国の施策として行われるものとされ、また、万一不測の事態が発生した場合には、国において万全の措置を講ずることとされております。このため、国の補助や交付

税措置が特別になされております。

まず、歳入について、不納欠損額及び収入未済額はございません。

上段の公害防止事業費事業者負担金は、水俣湾公害防止事業に係るチッソの負担金で9億8,000万円余です。

中段のチッソ貸付金は、患者補償支払いのためにチッソに貸し付けた資金の返済金で、元利合計31億3,000万円余です。

これらは、チッソに可能な範囲での返済を求め、県債償還の不足額につきましては、国庫補助金8割、全額交付税措置のある特別県債2割というルールで財源に充当しております。

具体的には、5ページの上から2段目にございませぬ国庫支出金の28億7,000万円余が8割の国庫補助金、一番下のチッソ特別貸付金7億1,000万円余が2割の特別県債となっております。

6ページをお願いいたします。

上段の水俣・芦北地域振興財団出資金回収金は、チッソの一時金支払い支援に係る財団への出資金のうち、不用額として返還されました70億円余を回収したものです。回収金は、県債の繰り上げ償還及び国庫補助金返還等に充てております。

下段の諸収入は、財団からの出資金返還に伴う利子でございませぬ。

中段の一般会計繰入金は、チッソの一時金支払い支援に係る県債の償還のための一般会計からの繰入金6億2,000万円余でございませぬが、こちらは全額交付税措置がなされております。

歳入は以上です。

7ページをお願いいたします。

ここからが歳出です。翌年度繰越額はございません。

上段の水俣湾堆積汚泥処理事業費は、水俣湾の公害防止事業に係る県債の償還金で、元利合計13億4,000万円余です。

下段のチッソ貸付費は、患者県債の償還金で、元利合計56億4,000万円余となっております。

8ページをお願いいたします。

上段の水俣病問題解決支援財団出資費は、平成7年の政治解決に係る一時金県債の償還金で、元利合計2億7,000万円余です。

下段の支援措置費は、チッソへの特別貸付金で7億1,000万円余となっております。

9ページをお願いいたします。

上段の公債費は、チッソへの特別貸付金に係る県債の償還金で、元利合計10億4,000万円余です。

下段の水俣・芦北地域振興財団出資金は、財団からの出資金回収金のうち国庫補助金相当額を国に返還したもので59億6,000万円余です。

10ページをお願いいたします。

上段の公債費は、特措法に基づく一時金支払いに係る県債の償還で、元利合計16億7,000万円余です。通常の償還に加えまして、財団からの出資金回収金を財源として繰り上げ償還を行っております。

下段の一般会計繰出金は、財団からの出資金回収金約70億円のうち、県債償還や国庫補助金返還の残りを一般会計へ繰り出したものでございます。

環境政策課は以上でございます。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

決算説明の前に、監査結果公表事項について御説明をいたします。

恐縮でございますが、お手元の監査結果公表事項と記載されております1枚紙のほうをお願いいたします。

指摘事項、E T Cカードの紛失についてでございます。

職員が高速道路を使って出張する場合、その料金につきましては、E T Cカードにより

支払いを行っております。

指摘の内容は、カードを紛失し、再発行手数料が生じている。「カードの使用にあたっては、用務終了後速やかに返却することを徹底するとともに、紛失の再発防止策を講じること。」でございます。

紛失の原因は、カードの返却を職員が失念していたためでございます。まことに申しわけありませんでした。

再発防止策といたしましては、カード使用後その都度返却するよう、改めて職員に徹底いたしております。また、返却予定日を過ぎても返却がない場合、督促を行うようにいたしております。

カードの適正な管理に努め、二度とこのような事態がないようしっかりと取り組んでまいります。

それでは、決算特別委員会説明資料の11ページのほうをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、国庫支出金の不納欠損、収入未済はございません。

なお、次の国庫補助金について、予算現額と収入済み額との差が8,800万円余でございます。これは、水俣病被害者手帳の医療費支給実績が見込みを下回ったことなどにより、国からの補助金が減となったためでございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

歳出でございます。

公害保健費の不用額が8億4,000万円余でございます。これも医療費の支給実績が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

それでは、恐縮でございますが、別冊の決算特別委員会附属資料の1ページのほうをお願いいたします。

繰越事業でございます。

水俣病関連情報発信支援事業について、水俣病資料館の展示改修に係る実施設計の検

討、作成に時間を要したことから、8,900万円余を繰り越しいたしております。

次に、最後の8ページをお願いいたします。

収入未済でございます。

2の収入未済額の過去3カ年の推移の離島加算過払い金でございますが、平成16年の関西訴訟最高裁判決で勝訴された方に対しまして、治療促進受託事業として医療費などを支給いたしております。その中で、離島にお住まいの方が島の外の病院にかかられた場合に1日当たり500円の離島加算を支給いたしております。返納者が島の中の病院にかかられた際にも、この離島加算を支給し、過払いとなったものでございます。この方からは毎月少しずつ返納をいただいております。

次の療養費返還金につきましては、病院に医療費の返還を求める事案が発生いたしましたが、当該病院の破産手続が開始されたため、収入未済となっているものでございます。現在、破産手続に参加をいたしております。

今後も未収金の回収に努めてまいります。

水俣病保健課は以上でございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○藤本水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

まず、定期監査の結果につきましては、公表事項はございません。

それでは、説明資料にお戻りいただきまして、16ページをお願いいたします。

歳入でございますけれども、一番上の国庫支出金につきましては、不納欠損、収入未済額、ともにございません。

2段目の公害健康被害補償事業事務交付金におきまして、予算現額と収入済み額の差が675万円でございます。

この交付金は、水俣病の検診や認定審査などの認定業務に要する経費として、国からそ

の2分の1が交付されるものです。ことし3月下旬に国から最終内示があり、交付額が予算上の見込み額を上回る結果となったことによるものです。

中段の諸収入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、歳出でございます。

17ページをお願いいたします。

一番下の公害保健費につきましては、不用額のところが2,060万円余となっております。これは、一昨年、平成25年4月の水俣病認定訴訟における最高裁判決の後、本年7月に認定審査会を再開するまで認定業務を行うことが厳しい状況にあり、そのため、認定審査会に係る経費や認定検診などの支出実績が見込みを下回ったことなどによるものです。翌年度への繰越額はございません。

水俣病審査課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

まず、定期監査の結果につきましては、公表事項はございません。

それでは、説明資料の18ページをお願いいたします。

歳入ですが、不納欠損額、収入未済額はございません。

18ページ最下段の環境保全基金繰入金につきましては、予算に対して6,155万円余の減額が生じておりますが、主にこの基金を充当して実施した市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業、これは、市町村等が行う地域の防災拠点や避難施設への太陽光発電設備や蓄電池等の導入事業に対して補助を行うものですが、当事業において、市町村等が行った入札により、補助所要額が見込みを下回ったことによるものです。

なお、当事業の執行残につきましては、平成28年度までの基金事業期間中に追加配分す

るなど、有効活用を図ってまいります。

説明資料の20ページをお願いします。

歳出について主なものを御説明します。

下から2段目の計画調査費ですが、これは主に企業局の工業用水道事業に対する一般会計からの貸付金や地下水保全条例に基づく許可制度の運用等、地下水保全のための事業を行うものです。

不用額443万円余は、水量測定器設置補助金の申請件数が見込みを下回ったことや、入札、経費節減によるものです。

説明資料の21ページをお願いします。

最上段の公害対策費ですが、これは主にくまもとらしいエコライフ普及促進事業、市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業などの地球温暖化対策に関する事業や環境センター運営事業などを行うものです。

不用額7,512万円余は、主に先ほど環境保全基金繰入金のところでも触れました市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業において、補助所要額が見込みを下回ったことによる執行残です。

なお、1億1,259万円を翌年度に繰り越しておりますが、これにつきましては後ほど附属資料で御説明いたします。

最下段の工業用水道事業会計繰出金ですが、これは、企業局の工業用水道事業会計に係る企業債元利償還等に対して一般会計から支出する繰出金です。

恐れ入りますが、最後に繰り越し事業につきまして、別冊附属資料の2ページをお願いします。

市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業でございますが、太陽光パネル等関連資材の納期おくれなどにより繰り越したものです。阿蘇市の進捗状況が0%となっておりますが、これは市の体育館に太陽光発電設備やLED屋内高所照明を導入するもので、現在は工事発注を終え、体育館の繁忙期を外して12月着工の予定と聞いております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○川越環境保全課長 環境保全課でございます。

説明資料22ページをお願いいたします。

初めに、定期監査の結果については、指摘事項はございません。

申しわけありませんが、資料の訂正がございます。

お手元に正誤表がお配りしてあると思えますけれども、23ページ一番上の段の右側の備考欄でございますが、「文部科学省委託」と記載してありますが、平成25年度に変更がございます。申しわけありませんでした。

まず、歳入に関する調べでございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

歳入につきましては、以上でございます。

次に、歳出について主なものを御説明いたします。

資料の25ページをお願いいたします。

まず、衛生費のうち公害対策費でございます。

主な事業といたしましては、石綿健康被害救済給付事業がございます。これは、平成18年2月に制定された石綿による健康被害の救済に関する法律に基づきまして、石綿による健康被害を受けた方、またはその遺族に対し救済給付を行うために、独立行政法人環境再生保全機構に設置された石綿健康被害救済基金へ本県負担分を捻出するものでございます。

不用額が249万円余生じておりますが、これは経費節減等による執行残でございます。

次に、公害規制費でございます。

主な事業といたしまして、大気汚染防止法に基づく県内36カ所の測定局において、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、硫黄酸化物等の大気汚染の常時監視を行

っております。大気汚染監視調査事業、原子力規制庁の委託事業であります環境放射能水準調査、河川、海域及び地下水の水質環境監視事業等がございます。

不用額が882万円余生じておりますが、これは、大気汚染監視事業等を初め、測定機器更新等の入札残でございます。

次に、環境整備費でございます。

主な事業といたしまして、市町村の水道事業の認可や指導監督、個人の飲用井戸の衛生対策としての水質検査等を行います上水道費でございます。

不用額192万円余につきましては、経費節減によるものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川上自然保護課長 自然保護課でございます。

初めに、定期監査の結果について、指摘事項はございません。

資料の27ページをお願いいたします。

歳入に関する調べについてでございますけれども、不納欠損額、収入未済額はございません。

最下段の国庫支出金の調定額の3,118万円余の減について、28ページをお願いいたします。

1段目の指定管理鳥獣捕獲等事業交付金及び2段目の地域住民生活等緊急支援のための交付金についてでございますが、2月補正で決定した指定管理鳥獣捕獲等事業及び自然公園観光施設等整備事業が27年度へ繰り越しとなったための減額でございます。

次に、30ページの歳出に関する調べをお願いいたします。

3段目の鳥獣保護費でございますが、有害鳥獣対策や鳥獣保護センター管理運営費等に要する経費でございます。

繰越額の1,017万円につきましては、附属

資料で説明いたします。

附属資料の4ページ、最下段をお願いいたします。

繰り越しを行った指定管理鳥獣捕獲等事業は、県が実施主体となり、集中的、広域的な個体群管理捕獲に取り組む事業であり、2月補正後の事業決定のため、本年度になってから、パイロット事業としてどの地域で捕獲に取り組むかなどの調査を実施しており、年度内に捕獲事業も実施完了する予定でございます。

次に、自然保護費についてでございますが、希少野生動植物の保護対策や生物多様性の普及促進に要する経費でございます。

不用額189万円余は、鹿食害地植生回復調査の入札残や時間外勤務の縮減等による経費節減を行ったことによるものでございます。

次に、31ページをお願いいたします。

観光費は、県が有する自然公園施設の清掃管理や補修等に要する経費でございます。

繰越額の2,202万円余につきましては、附属資料で説明いたします。

附属資料の3ページをお願いいたします。

繰り越しを行った自然公園観光施設等整備事業は、県有の県立・国定公園施設の国際化・老朽化対策として、トイレの洋式化や老朽施設の更新、多言語化表示等を、八代市二本杉峠ほか、4ページまでの全10カ所で実施するものでございます。調査、実施設計等に時間がかかり、発注ができておりますけれども、年度内に事業を完成する予定でございます。

自然保護課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岡田廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

当課におきましては、定期監査での指摘事項はございません。

次に、決算についてでございますが、まず

歳入でございます。

お手元の説明資料32ページをお願いいたします。

不納欠損額及び収入未済額はございません。

32ページ上段の使用料及び手数料につきまして、予算現額と収入済み額の比較で522万円余の差額がございますが、主な理由は、産業廃棄物処理業許可申請のうち、産業廃棄物の収集運搬業の許可申請につきまして、見込みより申請が多かったためでございます。

下段の国庫支出金につきまして、予算現額と収入未済額との比較でマイナス2,904万円余の差額がございますが、国の経済対策への対応といたしまして、本年2月の補正で議決いただきました海岸漂着物等地域対策推進事業を平成27年度へ繰り越したことによるものでございます。

次に、33ページ中段の繰入金につきまして、予算現額と収入済み額との比較でマイナス2,952万円余の差額がございますが、主な理由といたしまして、産業廃棄物税基金繰入金を財源にする管理型最終処分場立地交付金事業の交付対象事業費が減少したことによるものでございます。

下段の諸収入につきましては、公共関与アクセス道路整備事業に係ります南関町からの受託費収入でございます。なお、予算現額と収入済み額との比較でマイナス1億7,759万円の差がございますが、事業を平成27年度に繰り越したことによるものでございます。

次に、35ページをお願いいたします。

歳出につきまして主なものを御説明いたします。

中段の公害対策費についてですが、これは当課職員の給与等に関する費用でございます。

5,802万円余の不用額が生じておりますが、平成26年度の組織改編に伴いまして、廃止となりました公共関与推進課職員給与費等

につきまして、減額補正を行っていなかったことによるものでございます。

次に、環境整備費でございますが、これは、当課が行っております廃棄物の適正処理や3Rの推進などの事務事業に要する費用でございます。

5,866万余の不用額が生じておりますが、主なものとしましては、管理型最終処分場立地交付金事業における対象事業の減少、海岸漂着物対策推進事業におけます入札残等に伴う執行残によるものでございます。

続きまして、繰り越し事業について御説明いたします。

別冊の決算特別委員会附属資料をお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

繰り越し事業でございます。

海岸漂着物対策推進事業につきましては、先に御説明いたしましたように、本年2月補正による事業でありましたため、平成27年度に全額を繰り越したものでございます。事業内容は、海洋のごみの回収、収集及び発生抑制に係るもので、現在県及び8市町村で事業を実施しており、年度末には100%執行の見込みでございます。

公共関与推進事業費につきましては、現在南関町に整備中の公共関与最終処分場の建設費に係るものでございます。機械・電気設備の据えつけに時間を要しましたことから、2億5,534万円余を繰り越しいたしております。この事業につきましては、10月21日に竣工となる見込みでございます。

また、公共関与アクセス道路整備事業につきましては、用地交渉に不測の日数を要し、1億7,759万円余を繰り越しいたしてしております。現在30%の進捗状況でございますが、今年度末ごろには100%となる見込みでございます。

廃棄物対策課は以上でございます。審議のほどよろしくをお願いいたします。

○開田くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

初めに、定期監査の結果でございますが、指摘事項はございませんでした。

説明資料37ページをお願いいたします。

まず、歳入に関する調べでございますが、国庫支出金につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、38ページをお願いいたします。

歳出に関する調べでございます。

中段の交通安全対策促進費でございますが、交通安全推進連盟等への補助、あるいは交通事故相談業務など、交通安全対策の推進に要する経費でございます。

不用額214万円余は、印刷物の作成が予定を下回ったことなど、経費節減に伴う執行残でございます。

次に、最下段の諸費は、犯罪の起きにくいまちづくりの推進や犯罪被害者等支援に要する経費でございます。

不用額の177万円余は、印刷物等の作成が予定を下回ったことなど、経費節減に伴う執行残でございます。

次に、39ページをお願いいたします。

中段の青少年育成費でございますが、青少年の台湾派遣、少年保護育成条例の運用など、青少年の健全育成推進に要する経費でございます。

不用額144万円余は、台湾派遣業務委託の落札額が予定を下回ったことや経費節減に伴う執行残でございます。

最後に、最下段の農業総務費は、食品表示制度の啓発指導や食品の検査に要する経費でございます。

不用額147万円は、講演会の開催などを国の事業を活用したことによる経費節減に伴う執行残でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○前野消費生活課長 消費生活課でございます。

初めに、定期監査の結果、指摘事項はございません。

説明資料の40ページをお願いいたします。

歳入に関する調べでございます。

全ての歳入につきまして、不納欠損、収入未済はございません。

下から2段目、地方消費者行政活性化交付金でございますが、予算現額に対して530万円余の減額を生じております。これは、経済対策として2月補正予算で計上した2つの事業を27年度に繰り越したものでございます。

続きまして、41ページをお願いします。

上段の消費者行政活性化基金繰入金でございます。

予算現額に対しまして1,630万円余の減額を生じております。これは、市町村補助金等が見込みを下回ったためでございます。

続きまして、42ページをお願いいたします。

歳出に関する調べでございます。

2段目の消費者行政推進費でございますが、これは、県センターにおける消費生活相談や啓発事業、市町村の行う消費者行政への補助金、多重債務者への生活再生支援事業などを主な事業としております。

2,190万円余の不用額が生じております。主な理由は、市町村からの消費者行政活性化補助金の申請が見込みよりも少なかったためでございます。

恐れ入りますが、別冊の決算特別委員会附属資料をお願いいたします。

6ページをお願いいたします。

繰り越し事業でございます。

地方消費者行政活性化事業と消費者教育推進事業の2つの事業につきまして、国の交付決定が年度末になり、年度内の事業執行が困難になったために繰り越したものでございます。下段の事業が完了し、上段の事業につき

ましても、年度内に完了する見込みでございます。

消費生活課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○大谷男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課長の大谷でございます。よろしくお願いいたします。

まず、定期監査の指摘事項はございません。

次に、決算でございますけれども、資料の43ページから44ページをお願いいたします。

まず、43ページの歳入でございますけれども、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、44ページの歳出でございますが、社会福祉総務費のうち、不用額351万円余につきましては、主にくまもと県民公流館管理運営事業費及び男女共同参画センター事業費の経費節減に伴う執行残でございます。

また、社会福祉総務費のうち、翌年度の繰越額2,595万につきましては、附属資料の7ページをお願いいたします。

地域女性活躍加速化事業につきましては、就業雇用分野における男女共同参画の実現に向けた取り組みを加速化させるための事業であり、経済対策事業として2月の補正予算で計上したのですが、交付決定が年度末になり、事業の執行ができなくなったため、翌年度に繰り越したものでございます。なお、この事業につきましては、3月に完了する予定でございます。

以上が男女参画・協働推進課分でございます。御審議の方よろしくお願いいたします。

○中富人権同和政策課長 人権同和政策課でございます。

初めに、定期監査の結果につきましては、指摘事項はございません。

次に、決算の概要を御説明申し上げます。

説明資料の45ページをお願いいたします。

歳入でございますが、国庫支出金につきまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、46ページをお願いいたします。

歳出でございますが、上から3段目の諸費につきまして346万円余の不用額が生じております。これは主に広報啓発事業等におけます経費節減及び入札に伴う執行残でございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○吉永和世委員長 以上で環境生活部の説明が終わりました。

それでは、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○高木健次委員 先般の決算委員会でも申し上げたんですが、監査結果の指摘事項、ETCの紛失。

各部でこれは出てきていますけれども、额的には非常に小さいと思うんですけども、業務に対する緊張感とか意識の軽薄さを感じるんですよね。私物だったら、こういうことは余りないと思うんですけども、1,080円という再発行の手数料だけの金額しか出てないけれども、紛失がどういう形の紛失か、盗難なのか、わからないし、その辺で不正に使われたとか、悪質に使われたとか、そういう被害は、これは、田中課長、なかったんですか。

○田中水俣病保健課長 若干、事実関係も含めてお答えをいたします。

平成26年の10月3日金曜日、それから4日にかけて、職員が水俣に出張いたしました。その後、日、月、火を挟みまして、今度は新潟県のほうに出張させていただきました。本来であれば、月曜、火曜、この間にETCカードを返却すべきでしたが、

職員のほうが、名刺入れのほうにE T Cカードを入れて、そのまま新潟県に行ってしましまして、新潟県でタクシーをこれはもう個人で支払っておりますが、タクシーを利用した際に、その名刺入れごとそのタクシーの中に落としたということでございます。

本人、すぐ気づきまして、そして、このE T Cカードの会社のほうに連絡をして、また、タクシー会社のほうにも連絡をいたしました。タクシー会社のほうから、すぐ見つかって、お尋ねがありました、この再発行の負担以外の他人の使用等の被害というものはありません。若干、すぐにそうした危険がございましたので、E T Cカードのほうに連絡をしてそちらのほうをとめたというのが先になって、この再交付の費用が発生をしたということでございます。

また、御指摘がございました職員の気持ち的な緩みがあったのではないかとということでございますが、その点も含めまして、改めて職員に対しては、これはもう要するに公のものでありますので、きちんと注意を持って管理をするように指導をいたしております。

以上でございます。

○高木健次委員 幸いにも、タクシーに忘れて届け出されて、E T Cのほうにすぐ連絡とれて、そういう不正なあれはなかったということですが、幸いにしてそれがなかったといえども、ずっと今まで決算委員会をやってきて、各部でこれが出てくるんですよ。ということは、非常にやっぱり業務に対する意識が本当に緊張感がないというか、その辺がうかがえますので、この環境生活部だけではないんですけども、しっかりとこれはやっぱり職員にも、厳格にこの辺はしっかりとやっていただきたいというふうに思いますが、田代部長、その辺の見解をちょっとお願いします。

○田代環境生活部長 部長の田代でございま

す。

緊張感がないとおっしゃれば、そのとおりでございます。いろんなものに対しまして、ほかにもいろんな公物を管理しておりますし、いろんなお金にかかわる支出、収入をやっておりますので、緊張感を持って今後ともしっかりやるように、金額の多寡にかかわらず、それが、こういう事案が示すもの、そのことをちゃんと身にしみ感じて仕事を進めていきたいというふうに思います。申しわけございませんでした。

○高木健次委員 部長、この辺はしっかりとまた職員に対する注意といいますかね、喚起しとってください。ダムの崩壊もアリの一穴からとか言うじゃないですか。小さいことからいろいろなことに大きく展開することもありますから、しっかりとお願いしときますね。

以上です。

○吉永和世委員長 ほかに。

○浦田祐三子委員 関連で。

済みません。そもそもE T Cカード自体は、例えば使った人がおりたときには外して、また次の方に渡すような仕組みになっているんですか。どういった取り扱いなんですか。

○田中水俣病保健課長 通常、このE T Cカードにつきましては、いろんなほかの金券等を管理する総務の係のほうで保管をしております。職員が使用する際、事前に総務の係のところに行って預かって、そして自分の車にそのE T Cカードを読み取る機械を装着しておりますので、そちらのほうに入れて、そして終了後は外してまた総務のほうに返すということでございます。

○浦田祐三子委員 ありがとうございます。

全くもって高木委員と同感でございますので、ぜひとも職員の皆さんの意識の向上にしっかり努めていただきたいと思います。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○荒木章博委員 佐藤課長にちょっとお尋ねをしますけれども、工業用水道事業、20ページですね。

貸付金と書いてありますけれども、3億3,000万余ですね。ここは、どのくらいの企業に大体最高どのくらい貸し付けてあるのか、ちょっとお尋ねしたい。20ページです。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

工業用水道事業貸付金でございますが、これは企業局が行います工業用水道事業というものがございまして、当課が水資源総合開発業務というものを所管しておりますので、その関連で、処務規程上、水資源に係る企業局との連絡に関するということものを所管しております。

その関係で企業局が行っております竜門ダム建設費負担金が、現在でも年間約4億円弱償還を行っております、なおかつ水の利用が3割程度にとどまっているということもございまして、毎年水道事業関係につきましては赤字決算という状況の中で、昭和53年に、一般会計からの繰り出しを行ってもなお資金不足が生じる場合には貸し付けを行うということルール化しております。それに対しまして貸し付けをしているわけですが、算定方法としましては、26年度の収支不足見込み額がございまして、それから、一昨年、平成24年度貸付金の決算後の過不足等を調整した額ですとか、あと企業局内部、電気事業会計あたりからの借入金などを差し引きまして、残りの赤字分を貸し付けるということになってお

ります。

○荒木章博委員 今後、やっぱりこういうところも改善できるようにお願いしたいと思います。

それと、地下水の熊本ということで、熊本は特別な条例を運用したというふうに思うんですけれども、運用状況ですよね。それを、条例をした後の運用状況、それと、ここに許可をした状況ですね。そこあたりをちょっとまずお尋ねしたいと思います。

○佐藤環境立県推進課長 今御指摘のとおり、改正条例によりまして、平成24年の10月から、実は、大きな変更点といたしまして、地下水採取に関して許可制を導入しております。許可の対象は、例えば熊本市など11市町村から成る熊本地域におきましては、例えば水中ポンプの吐き出し口の断面積が19～50平方センチメートルの井戸について、その他については、125平方センチ以上について許可の義務づけをしたところでございます。既存の対象井戸は1,164本になりまして、これにつきましては、3年間の経過期間を設けて許可申請の促進に努めてきたところでございます。

現在、未申請井戸は4本というところまでございまして、未申請井戸4本につきましては、所有者はお1人の方でございまして、現在提出準備中でございますので、9月末までの経過期間終了までに間に合いませんでしたが、近日中には100%達成の予定という状況になっております。

○荒木章博委員 井戸の大きさにもよるかと思うんですけれども、特に熊本県は全国に先駆けて、この条例を24年ですかね、つくって、非常に特別な水を守ると、湧水を守るといって運用されたと思いますので、それと地下水の状況ですよね、今の状況。

特に、地下水の水位は、こういう条例を使ったものだから、24年ですから、すぐすぐ成果が出てないかもしれないけれども、その水位の状況は改善をされていってるのかということですね。今後どういうふうに取り組みを組んでいくのかということもあわせてお尋ねしたいと。

○佐藤環境立県推進課長 県では、実は地下水を観測するための観測井、井戸を県内33カ所に設けております。そして、毎月水位を測定しているところがございますが、地下水と申しますと、降水量などに非常に左右されますので、ばらつきはございますが、平成元年以降の長期的な動向を見ますと、熊本地域——熊本市を含む白川流域11市町村でございまして、熊本地域におきましては、市街地の拡大、涵養域の減少などにより、長期的には低下傾向にございましたが、近年では低下傾向が非常に鈍化をしているという状況にございます。ほぼ横ばいと言ってもよいかと思います。

これは、平成16年度から取り組みを始めました水田の湛水事業、耕作放棄地などを利用して水を張る、そういった湛水事業ですとか、24年の改正条例によりまして、節水をしている、採取の減少等に伴うものによりまして、効果が徐々にではありますが、あらわれているのではないかと考えております。その他の地域につきましては、今のところは上昇傾向にございます。

○荒木章博委員 横の推移ということですね。地下水を守る、湧水を守ることは、熊本の生命線ですからね。今後も引き続き、この条例を生かして周知徹底をやっていただきたいと思えますね。

それと、ここの20ページの一番下の段の「水の国くまもと」推進事業ということについてちょっと、どういうふうな対策でやって

おられるのか、お尋ねします。

○佐藤環境立県推進課長 この水の国くまもと推進事業につきましては、主な事業としましては、戦略的広報ということで、パンフレット、ポスターの作成等、それから、昨年度新規事業として「水の民」倶楽部というものを立ち上げまして、そういった方の活動報告といったようなことを行っております。

そのほか、関西ですとか関東のマスコミ関係者等に水のよさを知っていただくということを趣旨としまして、水の国モニターツアーなどを行っております。これは、県外から来られた方には非常に地下水のよさをわかっていただけたといえますか、好評だったように感じております。

そのほか、阿蘇地域地下水採取の実態調査ですとか、水政策アドバイザー等の設置といった事業を主に行っております。

○荒木章博委員 重要施策の60ページにもそのことは書いてありますけれども、やっぱりこの水にかかわる教育委員会あたりとの連携あたり、そこあたりのこの水というのは、あくまでも底があるんだということをやっぱり学ばせることも大事と思うんですけどね。だから、小中高一貫の連携とか、そういうことはどうにか考えてありますか。ここの施策の60ページにはちょっとそれはなかったようだったものですから、ちょっとお尋ねします。

○佐藤環境立県推進課長 地下水の保全に関しましては、教育のほうも力を入れて進めておりまして、就学前の保育園、幼稚園児、それから小学生を対象に出前講座等を行っております。

それから、今年度の新規事業でございますが、高校生——今まで対象としてこなかった高校生に対しましては、来週の10月24日に水の国高校生フォーラムという新規事業を実施

予定でございまして、大人になる一步手前の高校生に対しても、熊本の地下水のよさ、それから保全することの大切さをみずから考えていただくという趣旨でフォーラム等を予定しております。今後とも力を入れていきたいと考えております。

○荒木章博委員 10月24日に高校生を対象にしたフォーラムをやると。水資源の大切さ、水の国くまもとの推進事業として、約1,000万ほど予算を計上されて今まで事業をやっておられますから、1,000万じゃなくて900万余の予算を計上されておりますから、引き続き、水に対する対応の仕方というのを、より明確に、また、この条例を多くの方々にわかっていただくように、今後も引き続きお願いをしたいというふうに思います。

委員長、引き続きいいですか。どなたかあるならば先に。

○吉永和世委員長 ちょっと一回置いてください。

○荒木章博委員 どうぞどうぞ。

○山本伸裕委員 2点お尋ねしたいんですが、1つは16ページ、水俣病要観察者治療研究費返納金、これちょっと中身を教えてもらえますでしょうか。

○藤本水俣病審査課長 この16ページの下から2段目の部分でございますね。

公健法に基づく認定申請者に対しまして、認定申請から1年経過後から、一定の症状がある方には6カ月以上からなんですけれども、水俣病の認定もしくは棄却の処分があるまでの間に、国及び県で医療費の助成というのをやっております。この事業が、ここにあります要観察者治療研究費ということなんですけれども、この事業は、認定か棄却の処分

があるまでの間、医療費を支払うんですけれども、もし認定された場合は、国、県で負担しておりました医療費をチッソが払うということになっていまして、実際に平成25年度に認定された方がおられまして、この方に対して、国、県で医療費を払っていた分をチッソが肩がわりするというので、チッソから助成分の納付があったというものでございます。

○山本伸裕委員 わかりました。

治療研究費と書いてあったからちょっと思ったんですけども、水俣病被害者の人たちの切実な要望として、もとの体に返してほしいと、治療薬を開発してほしいというのがありまして、そういう点で研究の事業にかかわるものなのかなというふうに思ったんですが、そういう点では、歳出の治療研究事業というのも、これは治療薬の研究というのとは違うわけですか。

○藤本水俣病審査課長 そのとおりでございまして、今申しました国、県で医療費を助成するその額、いわゆる扶助費ですけれども、それを計上しているというものでございます。

○山本伸裕委員 今申しましたように、被害者の方の切実な要望として治療薬の開発というのがありまして、水俣の医療センターですかね、あちらのほうでは、かなり障害、神経の疾病に対する研究というのも進んでいるようですので、県としても、そういった点での研究事業促進への支援なんかも、ぜひお願いできればというふうに思っております。

あと、まだありますが、続けてよろしいですか。別件で。

○荒木章博委員 一遍切っただけん、委員長、やっぱり一遍切らなんよ、みんな。

○山本伸裕委員 じゃあどうぞ、あとほかの方。

○荒木章博委員 違うなら切らなん、一遍切ったならば。きちんとそらせないかぬ、決算委員会は。1つずつするごつせなん。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。なければ、荒木委員どうぞ。

○荒木章博委員 ならどうぞ。あっちから先に、続けて。

○山本伸裕委員 じゃあよろしいですか。済みません、お先に失礼します。

46ページですね。同和対策事業に関してなんですけれども、この広報・啓発事業の中に入っているんじゃないかと思うんですが、研修人材育成事業ですね。その金額がどれだけになるのかというのを教えてもらってよろしいでしょうか。

○中富人権同和政策課長 46ページの広報・啓発事業等の中に人材育成の事業が入っております。その額でございまして、決算額といたしまして240万円余でございまして。

○山本伸裕委員 この決算の主要な施策の成果という資料の61ページを見ますと、講演会、研修活動がやられておりますが、例えば小国町なんかでも、同和問題を初めとする人権問題というような冠がついているわけですね。国の同和事業としては、もう終結をしているわけで、殊さらにその同和ということをや強調するのは、新たな偏見を生み出す温床になりはしないかというふうに懸念をしております。

講師一覧ということで、熊本県のホームページを見ますと、人権にかかわる講師一覧が

出てくるんですが、同和関係が41人中7人出てくるんですね。これは、かなりウエートとしては大きいんじゃないかというふうにも思っております。そういった点では、ちょっと同和偏重になっていないかという問題意識を持っているということで問題提起をしたいというふうに思っております。

以上です。

○中富人権同和政策課長 まず、同和問題につきましては、いまだに完全に解決はしてないというふうに認識しております。国のほうでも差別が完全になくなったというふうには言っておりません。

平成8年の地域対策協議会意見具申の中でも、まだ残された課題があると、まだ心理的差別は残っているということで、引き続き、教育と啓発は必要だということがあります。

それを受けて、平成12年に人権教育啓発推進法ができて、さまざまな人権啓発・教育が国、公共団体の責務だというふうになっております。

そういったことで、同和問題につきましても、私ども、熊本県人権教育啓発基本計画の中で重要課題の中に入れておりまして、ほかの人権課題と同様に教育啓発に努めているところでございます。

私どものほうで講師登録をさせていただいております。その中では、同和問題、女性の問題、子供の問題、さまざまなテーマにかかわる先生方がいらっしゃいます。その中で、御指摘の分は、恐らく市町村でやってらっしゃる地域人権教育指導員の方々だろうと思いますが、そういった方々、同和問題を初めとして、子供の問題、さまざまな人権問題に取り組んでいらっしゃる方々でございまして、そういった方々について登録させていただいているという状況でございます。

○山本伸裕委員 この問題は、ちょっと意見

の見解の相違がありますので、またぜひ意見交換をやっていきたいと思っております。

○吉永和世委員長 ほかに。

○濱田大造委員 環境政策課さんにお尋ねなんですけれども、8ページでチッソに対する特別貸付金というのがずっと続いているんですけれども、これは問題なく、問題というのが特にならないのか、それで、いつまでこの貸付金制度って続くのかを教えてください。

○家入環境政策課長 これは、国のほうでチッソに対する被害者救済を全うするための金融支援の抜本策というのを立てておまして、それに基づき、患者救済が終わるまではこの仕組みでやっていくということで、先ほど申しましたように、特措法に基づく新たな補償とかも発生する中で、既往債務の返済、それから新たに発生する債務への返済ということで、そこが完全に終わるまでこういった仕組みをとっていくと。チッソの経常利益の中から可能な範囲で返済し、残りの分は国の財政措置も受けながら補助金とか交付税措置のある県債発行とかでやっていくということで、その一環としてこの特別貸し付けも続いていくということとされております。

○濱田大造委員 大体どのくらいの期間考えているのか、わかる範囲で教えてください。どのくらい続くかですね。

○家入環境政策課長 現在、チッソへの貸し付けで償還期間として一番長いもので平成の57年ごろまでというような見込みを立てております。ただ、これは先ほど申しましたように、チッソの経常利益の中から返していくという仕組みをとっておりますので、また今後経済状況の変化等に応じて変わってくることはあるかと思いますが、今のところはそれぐ

らいまでは最低でも続くというふうに見込んでおります。

○濱田大造委員 承知しました。

○緒方勇二委員 30ページの自然保護課さんにお尋ねいたしますが、特定鳥獣適正管理事業、保護から管理に変わってなされて、これから見える県内の状況と、それから捕獲事業のほうを27年度に繰り越されていますが、これは捕獲隊のことと理解してよろしいのでしょうか。

それから、その下の自然保護費の中のシカ食害地植生回復調査事業、これからわかることがつまびらかにわかれば教えていただきたいと思いますが。

○川上自然保護課長 まず、鹿の状況でございますけれども、今5万8,000頭ということで、生息状況、今年の調査の状況で把握いたしております。毎年、最近は1万3,000頭の有害鳥獣駆除も含めまして、1万9,000頭、1万8,000頭という捕獲をやってきております。

そういう中で、2番目に言われました繰り越しでございますけれども、これにつきましては県営捕獲と言っておりますけれども、県営で捕獲するという事業が今年の2月の補正予算でつきました。これは国の補助の事業でございます。

この事業、補正予算が2月だったものですから繰り越しをするということで、ことしになってから、調査事業、まず、どこの地点でやるかということパイロット的に鹿とイノシシについて今調査をいたしております。猟友会とか市町村とか、そういうところと話をしながらどこでやるかというのを決定し、それから今後県営捕獲という形でやっていきたいというふうに思っております。

それと、もう1つ、シカ食害地植生回復調

査事業でございますけれども、これは、鹿捕獲という観点ではなくて、自然環境の保全という観点から、特に山の深いところで希少野生動植物等が非常に鹿の食害に遭っております。柵をした場合にどの程度の効果が得られるのかということについて、県内の4カ所で柵をしまして、今後、平成30年までかけて、どのように植生が回復してくるかというのを調査することにしておりまして、26年度では、鹿防護ネットの設置をやりまして、植生調査までやっております。

その結果なんですけれども、期間的に非常に1年間で短いんですけれども、一部八代市の泉町におきましては、イワツクバネウツギというものが、若干短い期間ではありますけれども、復活してきているというような調査結果も出ております。

今後、平成30年までかけてどういうふうに植生が復活してくるかについて、調査をやってまいりたいと思っております。

○緒方勇二委員 今、県内に5万8,000頭ぐらいおるわけですね。これはだんだん減ってるんですか。それとも、捕獲数が1万3,000から1万9,000ぐらい例年捕獲されているにもかかわらず、この頭数が減らない。もともと適正頭数というのは何頭なのか。

それから、今度捕獲事業のほうは27年でやられて、今度は県営でということですから、実施主体が今まで市町村だったということを経験して、広域的に捕獲をしましょうということだろうというふうに理解いたしますが、これは捕獲隊をどこでやるか、連携をやられる。よく聞くのが、球磨郡の鹿が芦北に行って芦北に迷惑かけてるとかよく言われますので、この辺をどういうふうに、編成内容あたりも教えてください。

それから、希少動物の回復とおっしゃいましたが、もともと杉、ヒノキの皮を剥いでますよね。今、木を切って、二番玉ですか、根

元からその上ですけれども、これ実際建築用材にならずに、何十年も前に食害に遭っている杉、ヒノキだと思うんですが、実際、もうチップ材にしかならない状況ですよ。その辺のことは何かつかんでおられることがあれば教えてください。

○川上自然保護課長 編成内容等についてでございますけれども、県営捕獲の場合には認定事業体というのを今募集をいたしております。猟友会であったり民間の会社であったりというところが手を挙げてくるようなところで思っておりますけれども、そういうところに委託事業として出すということで、県のほうで全ての経費についてみてやっていくと。

それから、どういうところをやるかということにつきましては、今現在調査をやっているところですが、市町村との役割分担というのがございますので、市町村が基本的にはやっていくという原則自体は変わりません。ただ、県でやるのは、やっぱり市町村の捕獲でなかなかできないところ、町村界であったり郡界であったりとか、そういうところをやるようなことになるんじゃないかというふうに思っております。

それから、杉、ヒノキの……（緒方勇二委員「頭数は」と呼ぶ）済みませんでした。鹿の状況ですけれども、ここ何年か、調査を、隔年というまでにはいきませんが、やっております。その状況では、漸減という形で少しずつ減ってきているという調査結果が出ておりますので、今5万7,000頭、これが最終的には3つの段階に区分しております。以前から全然鹿がいなかったところはない状況に、それから保護が必要な部分、場所、例えば公園内であるとか、そういうところについては5頭、1平方キロ当たり5頭ですね。それから、その他の地域には2頭というようなことで、全体で計算しますと7,000

頭、これが適正な数字じゃないかということで、これは被害が余りなかった時期が大体そのくらいの頭数でございましたので、その状態に戻すということで目標を7,000頭に決めて今捕獲管理をやっているところでございます。

それから、木材の関係ですけれども、確かなかなか、鹿の角こすりの被害といいますか、角で傷がついてそこから腐朽が発生するというような形で、材価が低迷するといいますか、市場では非常に買ったたかれてしまうという現象が起こっております。

それにつきましては、チップにしかならないというあれですけれども、チップのほうもバイオマス発電所とかの事業がふえてまいりまして、単価的にも、少しは以前に比べれば使えるようになったんじゃないかというふうにも思っておりますし、私、ここに来る前は芦北におったんですけれども、新栄合板さんのほうでは、合板の材料として鹿に被害のあったような材料でもある程度は使えるんじゃないかというようなことも伺っております。

そういうことで、なるべく材の有効活用も——せっかく植えて大きくなった木でございまして、していかなきゃいけないなというふうにも思っておりますし、これは農林水産部のほうでも活用についてはいろいろ研究をやっておりますので、鹿の被害木についてもそういうふうなところでやっていければというふうにも思っております。

○緒方勇二委員 この捕獲事業で、県営で、本当はもう市町村が実施で、手挙げ方式で委託事業でということでき得るならば、もうハンターさんが高齢化もしているし、なり手もない。育成に資するようなそういう事業も含んだところでいろいろやっていただければありがたいなというふうに思います。

それから、木材の低迷にしても、結局はい

ろんな補助事業を使ってやるんですけれども、山元に結局還元できないんですよ、幾ばくかのお金しか。何十年もかけてやった、育林してこられても、そういうところが深刻な——毎年、農畜産物で4億とか5億ぐらい被害額が減少しているというけれども、結局は、何十年前に被害に遭ったのが今ここに来て顕在化してきて、そういう目には見えない状態なんですよ。

ですから、その辺の深刻さも認識していただいてやっていただければなというふうに、これ要望させていただきます。よろしく申し上げます。

○山本秀久委員 今のにちょっと関連するけれども、被害が多いところはやっぱり禁漁区にしてならぬのだよ。保護区に持っていったりなんかするからだめなんだ。被害の多いところは撃つていいような区域にしてしまわなきゃならない。そういうところは保護区にしてしまったり、その関連性が間違ってるもん、区域の指定の仕方が。そういうとは実態を把握しとってやっぱり区域は考えてやらぬと、そうせぬと、これは片づかないよ。それはもう関連で終わるけれども、もういっちょ。

産業廃棄物の問題、どうふえているのか。現状の報告と、食品廃棄物の問題、どうなっているのか、ちょっと教えてくれませんか、現状を。

○岡田廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

産業廃棄物の現在の動向につきましては、減少傾向に……。

○山本秀久委員 聞こえない、大きく言って。

○吉永和世委員長 マイクを使って。

○岡田廃棄物対策課長 はい。産業廃棄物の動向につきましては、全体的に減っている傾向でございます。さきのエコアくまもとに關します前川先生の御質問にもお答えしておりますが、やはり排出抑制、それからリサイクルの意識がかなり浸透してまいりまして、そういった影響もございまして、産業廃棄物の全体量は減っていく傾向でございます。平成12年度に60万トンございました総量が、平成25年度には17万8,000トンまで下がってきております。こういった状況を踏まえまして、エコアの分についても今後長く使っていくような支援が必要だというふうな答弁をさせていただいている状況でございます。

食品廃棄物につきましては、これは一般廃棄物にもなりますけれども、水分含有量が多いということがございまして、これを処理していくためには、かなり焼却するにしても焼却費用がかさむというふうなこともございまして、今年度から、ごみゼロ県民推進運動の一環といたしまして、食品廃棄物につきまして抑制を図っていくような取り組みを今後進めていく予定にしております。

具体的には、今年度末、12月忘年会とか、あるいは新年会があるシーズンに合わせまして、食べ残しゼロキャンペーンを実施していく予定にいたしております。この取り組みについては、おおむね3年程度実施をいたしまして、食品廃棄物の抑制に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○山本秀久委員 リサイクル関係がうまく連携を保てるということだね。

○岡田廃棄物対策課長 はい。そのように頑張っていきたいと思っております。

○山本秀久委員 1つ、私は、産業廃棄物が

少なれば発展性が阻害されてるんじゃないかと思っただけだ。特に、熊本県は産業廃棄物が少ないというイメージがあった。それは、それだけ発展性がないということなんだ。そういうことを喜んでいる場合じゃないんだよ。だから、リサイクル関係がうまくいっているのか、それともそれだけ発展性を阻害しているのか、そういう点をちょっと検討したいほうがいいと私は思う。そこを一応言っとく。

それと、食品の問題も、観光客がたくさん来れば、それだけ食品の廃棄物が出るはずだ。それが少ないということはお客さんが少ないということだ。そういうことをよく理解して物事を進めてもらいたいというのが私の狙いであるということ、関係課に申し上げておきたいというのはそこです。

以上です。

○前田憲秀委員 私も自然保護課さんにちょっと御質問なんですけれども、説明資料は30、31ページ、特に附属資料の3ページでお尋ねをしたいんですが、この自然公園観光施設等の整備事業ということで、御説明のとおり全て国庫支出金でやって、国の交付決定が年度末だったのでということは、もうよくよくわかるんですけれども、そもそも予算額を立ててらっしゃいますよね。予算は25年度に立ってるわけですよ。緊急に必要なもの、そこはいろいろあるんでしょうけれども、いわゆる2年後に——今、年度内にはもう全て100%という御説明だったんですけれども、そこら辺は何か支障はないんですか。

○川上自然保護課長 この事業は、26年度事業を繰り越して27年度にやっているということございまして、26年度事業、27年、ことしの2月補正で採択いただいた事業でございます。ことしの2月で、国から交付決定が来ますのが3月でございますので、それから事

業が始まったということで、それも、この事業につきましても、言いわけになるかもしれませんが、単年度の単発の事業でございまして、制度設計からやっておりますので、若干時間がかかっているということで、調査それから設計等も含めて始めましたので遅くなったということでございます。よろしくお願いいたします。

○前田憲秀委員 もう一回確認ですけれども、予算額は上がっているわけですよ。これは、じゃあ26年度中に補正で全部上がったという理解でよろしいんですか。

○川上自然保護課長 そうです。26年の2月補正で採択いただいたものでございます。

○前田憲秀委員 はい、わかりました。

○吉永和世委員長 ほかに。

○岡田廃棄物対策課長 申しわけございません。先ほど私が御紹介しました数字でございしますが、県内産業廃棄物の埋立量の数字を申し上げておりました。訂正させていただきます。

平成16年、県内の産業廃棄物の総量は7,348トン、これが平成25年度が7,114トンで、7,000トン前後で横ばいというふうな状況でございます。ただし、先ほど申しましたように、リサイクルその他が進んでおまして、最終処分場に埋め立てる埋立量は、先ほど申しました数字で減っております。大変申しわけございませんでした。

○藤川隆夫委員 消費生活課の行政推進費の不用額が約2,200万ぐらい出ているわけなんですけど、その理由として、市町村からの補助金の申請見込みが少なかったということが書いてありますけれども、具体的に、どうい

形でそういうような不用額が出たのか、ちょっと教えてください。

○前野消費生活課長 消費生活課でございます。

お尋ねは42ページの消費者行政推進費の関係だと思いますが、県のほうでは、国から交付金をいただきまして、市町村の消費者行政を推進するため、例えばセンターの相談員の人件費、啓発費などを補助しております。

そういう補助金を市町村に要望をとりまして予算を組んだところ、啓発等で実施額が下回ったため、こういうような……（藤川隆夫委員「数字になったということね」と呼ぶ）はい。まだほかにも県の事業もこの中に入っておりまして、ほかにも数種類の事業が含まれておりまして、県のほうでの執行残とかもございまして、ただ、一番大きいのが市町村の補助金が減額となったということで説明させていただきました。

以上でございます。

○藤川隆夫委員 消費生活センター自体は、各市町村につくるような話があったかというふうに思うんですけども、そのようなお金にもこれは恐らく使われていると思うんですけども、不用額が出てるということは、現実問題住民に対してきちっとしたサービスが提供できてるのかという部分はどうなんですかね、市町村で。

○前野消費生活課長 消費生活センターにつきましては、県は必置になっております。それから、市につきましては努力義務になっております。県下、熊本市を初め14市に、今のセンターが設置されております。ただ、そこに相談員を雇う際に、例えば熊本市は8人とか八代市は数人とかいうふうな年間分所要額を要望してまいります。どうしても子供さんの塾とか病気とかで相談員の方々がお休み

になるということで、そういうことで若干の増減があるかと思えます。

ただ、お尋ねの相談につきましては、相談件数につきまして県及び市町村の相談で年間1万9,000件ほどございます。それについては一昨年から昨年度というふうに件数自体は伸びつつあります。

私どもも、各市町村も含めて、県のセンターも含めた電話番号等の啓発を進めているところでございます。

以上でございます。

○藤川隆夫委員 もう1点、ちょっとお聞きしたんですけれども、もともと熊本県、自己破産が多かったですよね。今も、現状でもやっぱり多いままですかね。

○前野消費生活課長 自己破産の件数につきましては、以前は統計が出ておりましたが、最近はそのような統計が出ておりません。ただ、多重債務ということで、私どもも、ここにあります消費者の暮らしを守る生活再生支援事業ということで取り組んでおりますが、相談事業に取り組んでおりますが、多重債務の相談につきましては、生活困窮者自立支援法の施行に伴いまして相談件数が多くなっております。その際、家計管理とかの指導をいたしまして、御相談をしながら生活再生に努めているところでございます。

以上でございます。

○藤川隆夫委員 今言ったような話であれば、やっぱり市町村にきちっとした窓口をつくって、きちっとした体制をつくり、その中で、この多重債務を含めて、きちっとした相談に乗っていかなくちゃいけないというふうに思うわけで、そういう中で不用額が出ているから、であるなら、もうちょっとこのお金が出ないような形で、やっぱり各市町村に呼びかけ、実際に仕事をしてもらおうということをや

やっていく、そのことが、逆に言うと生活者を守ることに繋がるといふふうに思いますので、ここはしっかり取り組んでいただきたいと思えます。要望でいいです。

○吉永和世委員長 よろしく申し上げます。

○荒木章博委員 資料の38ページ、開田課長さんのところ。

交通安全対策費ということで、上から見ますと、連盟等の補助、交通被害者対策事業、県民参加型飲酒運転の撲滅というようなことで特別啓発事業等予算が計上されておりますけれども、飲酒運転の件数というのは減少しているんですかね。そこをまずお尋ね。

○開田くらしの安全推進課長 平成18年に福岡県で飲酒死亡事故が発生しておりますが、その平成18年、警察の資料によりますと、当県での飲酒の事故件数が151件ございました。それが、昨年、平成26年では69件、半数以下に減少しております。

ちなみに、本年9月末の数字を見てみますと、9月末現在、飲酒による事故件数45件ということで、昨年よりもマイナス5件というふうになっております。

以上でございます。

○荒木章博委員 マイナス5件ですけれども、中にはやっぱり教育者が、この前は新聞、テレビでも大きく報道されたんですけれども、教職員の飲酒ということですね。そういったことの対策あたりというのは、交通安全対策あたりは何か考えておられるんですか。今後、また減ってるからいいじゃなくて、今後どういうふうに考えていくのか。

○開田くらしの安全推進課長 飲酒運転の対策、それから交通安全対策は、全てにおきまして、やはり警察あるいは関係機関・団体と

連携して対応していかなければならないというふうに思っておりますけれども、こと知事部局、私どものほうでは、飲酒運転の撲滅に向けた広報啓発というのを対策としてやっております。

具体的には、ポスターあるいはリーフレットを作成いたしまして、春、夏の交通安全運動の期間中ですとか、あるいは各種講演会、あるいはキャンペーン等での配布を通じて、飲酒運転の撲滅の普及啓発を行っております。

また、加えまして、ラジオあるいはテレビ等のメディアを活用したテレビCMにおきまして、飲酒運転の防止等と呼びかけるというような活動を実施しておるところでございます。

○荒木章博委員 この置かれている立場というのは取り締まりというわけじゃないわけですから、今言われたように、ポスターとかテレビとかメディア、いろんなところの啓発事業にしか予算は計上してないということですので、引き続き、交通安全対策というのは、広報宣伝というのはやっぱり大切なことだというふうに思います。

それで、引き続き交通事故の相談というのは、この政策成果のほうの66ページには563件であった件数が半分に減っているんですよ、245件に。このことはどういうふうに捉えられておられますか。

○開田くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

交通安全の事故相談につきましては、交通事故の被害者救済という目的におきまして、交通事故発生時の損害賠償額の算定の基準ですとか、あるいは示談のやり方、あるいは自賠責保険の請求のやり方などを、嘱託2名、県警のOBですけれども、が対応等しているところでございます。

件数は、平成24年、25年が、ほぼ900件、800件、1,000件前後でずっと推移してきておりました。これが、昨年度は、ここにありますように563件というふうに減少傾向になっております。これは、全体の交通事故件数自体が、8年連続、10年連続というところで減少しておりますので、それが影響しているのかなというふうにも思いますけれども、私の認識だけで申し上げさせていただきますと、1回相談を行われた方が、2回、3回、4回というふうに繰り返し相談をなさらないような状況がちょっと見受けられますので、そういったところでの件数の減少というふうに考えております。

○荒木章博委員 だから、前回よりも245件減って563件だったということですね。課長の言われるのは、2回来られなかったから減ったということで、じゃあ過去には、2回、3回来ってたということですかね。

○開田くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

そういう方もいらっしゃいます。

○荒木章博委員 だからまあ、相談がかなり減ってるものですからね。1,000件が半分になって245件減ったということだものだから、こういう成果がある意味では出ているのかなという気持ちで、ちょっときょうは質問をしました。

委員長、さっきの私の要望なんですけれども、鳥獣被害、いろんなやつの中で、イノシシが私の地域にもたくさんいて、子供たちとか——農作物を荒らすとかということですので、そういうあたりの対策あたりも、これは要望ですけれども、積極的に対応していただきたいと思います。

終わります。

○吉永和世委員長 要望ですね。よろしくお願ひいたします。

ほかに。

○濱田大造委員 25ページでちょっとお尋ねなんですが、環境保全課さんです。

ここ何年もPM2.5とか結構話題になってまして、いろいろ対策されていると思いますけれども、公害対策費と公害規制費、ともに不用額が生じてまして、傾向として、対策は万全でも、予算としては、縮小傾向だとか維持なのか、ちょっとその辺ちょっと教えてください。

○川越環境保全課長 環境保全課でございます。

大気の測定等につきましては、県内36の測定局で、一応の万全の形といいますか、大気の測定をやっておるといことでございます。予算が縮小傾向かどうかということですが、予算につきましては、ほぼ横ばいといいますか、測定機器類が一個一個が非常に高価なものでもございますので、機器類が古くなってくれば更新時期が出てきます。その際には、当然機器の購入費というのがかかってくるというような状況でございます。

○濱田大造委員 了解しました。

○浦田祐三子委員 21ページ、環境立県推進課にお尋ねいたします。

この公害対策費なんですけれども、7,512万円余ということで結構大きな額が上がってきておりますけれども、主な中身として、市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業の見込みが下回ったというふうにお話があったかと思っておりますけれども、大体どのくらい見込まれていたのか、そしてまた、どこの市町村がどういった取り組みをされているのかをお尋ねしたいと思います。

○佐藤環境立県推進課長 これは、市町村が、地域で災害等が起きたときに、避難所等に太陽光発電ですとか蓄電池等の再生可能エネルギー等の導入を進めるものでございます。国からの交付金を受けまして、19億円の基金を造成しまして、平成24年から28年度までの事業期間をもって取り組んでいるところでございます。

平成26年度が事業のピークということで、大体33事業の取り組みを行ったところでございます。そのうち、5件が繰り越しを行っておりまして、28件が26年度中に執行を終えているという状況でございます。

その中で、これは市町村が行う事業に対する補助事業でございますので、市町村が入札を行った際に、どうしても入札残が出てまいります。その入札残等に伴う不用残が、その33件のうち28件が実施しているわけですが、それに対する不用残が5,261万余出ております。それを含めまして、このような不用額の状況となっております。

市町村につきましては、その事業期間の中で幅広くほとんどの市町村が補助事業を行っているところですが、26年度事業につきましては、25団体に補助事業を行っております。

○浦田祐三子委員 はい、いいです。ありがとうございました。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○家入環境政策課長 先ほど、濱田委員からの御質問に対しまして、特別県債の発行がいつまでかというような御質問をいただきまして、説明誤ったところがありましたので、御説明いたします。

先ほどの特別県債の貸し付けにつきましては、現在、対象としております県債が、ヘドロ立替債、患者県債、こちらのほうが抜本策

のほうで対象とされておりますので、それでいきますと、償還につきましては、それぞれ平成31年ですとか平成41年ごろまでを今のところ見込んでおります。申しわけございませんでした。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉永和世委員長 なければ、これで環境生活部の審査を終了いたします。

これより、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時35分休憩

午後1時1分開議

○吉永和世委員長 委員会を再開します。

それでは、これより商工観光労働部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままに簡潔にお願いをいたします。

それでは、商工観光労働部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、高口商工観光労働部長。

○高口商工観光労働部長 平成26年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘がありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、商工観光労働部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

前年度の決算特別委員会では、各部局共通事項として、委員長報告第4の1にありますとおり、「未収金の解消については、未収金対策連絡会議における徴収ノウハウの共有化や各課独自の工夫等により着実な改善が図られつつあるが、歳入の確保及び公平性の観点

から、さらに徹底した徴収に努めること。」との指摘をいただいております。

当部の未収金につきましては、中小企業従業員住宅使用料関連未収金、在宅勤務型ビジネスモデル事業などに係る未収金、また、特別会計においては、中小企業振興資金特別会計未収金がございます。

未収金については、未収金対策連絡会議で決定された未収金対策強化に向けた取り組み方針等に基づき、債務者及び連帯保証人に対する督促や法的措置等を実施し、計画的かつ適正な回収に向け、引き続き努めているところでございます。

また、その一方で、債務者及び連帯保証人の破産や無資力等により、努力を尽くしてもなお回収困難な案件につきましては、連帯保証人等の状況を精査し、関係規定とも照らし合わせた上で債権放棄等による整理についても検討してまいります。

商工観光労働部の指摘事項としましては、委員長報告第4の8にありますとおり「企業誘致は全国の自治体が重要課題として取り組んでおり、激しい競争の中ではあるが、菊池テクノパーク等の売却については、企業誘致に結び付くようしっかり取り組むこと。」との御指摘をいただいております。

工業団地につきましては、日ごろから、企業立地課、東京事務所、大阪事務所による積極的な企業誘致活動を実施し、残地の解消に努めているところでございます。

平成25年度以降、事業用定期借地権による貸付制度の導入や補助制度の拡充など、企業が立地しやすい環境づくりに努めた結果、特に食品関連や物流関連企業の立地が加速しております。

昨年度、御船町の白岩産業団地においては、全区画への立地が完了し、熊本市の城南工業団地においても残区画は2区画のみとなるなど、工業団地への企業誘致は着実に成果が出ているものと思っております。

なお、平成26年度に分譲開始した菊池テクノパークについては、具体的な立地はまだ決定していないもの、お問い合わせはいただいております。

引き続き、トップセミナーや企業訪問等を通じ、本県の立地環境や優遇措置等を紹介し、積極的に企業誘致活動を進め、菊池テクノパークを初め県内工業団地の残地の解消に努めてまいります。

続きまして、当部の平成26年度の決算概要につきまして、お手元の決算特別委員会説明資料で御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

平成26年度歳入歳出決算総括表をお開きください。

一般会計の歳入は、収入済み額が229億293万円余で、収入未済額は3,437万円余でございます。これは主に中小企業従業員住宅使用料関連の未納に係るものでございます。

歳出の支出済み額は308億1,613万円余、翌年度繰越額が4億3,433万円余で、不用額は9億8,673万円余となっております。

翌年度繰越額につきましては、平成26年度2月補正において、国の経済対策に係る交付金を活用して計上した22事業について、国の交付決定が年度末になり、年度内の事業完了が見込めないこととなったため、その全額を繰り越したものでございます。

不用額につきましては、主なものとしては、緊急雇用創出基金を活用した緊急雇用創出基金事業等におきまして、委託料の精算に伴う執行残や、企業立地促進資金融資制度で見込んでおりました新規貸し付けの申し込みが見込みより少なかったことで発生したものでございます。

次に、特別会計の歳入は、収入済み額が、お手元の資料には合計が書いてございませんが、収入済み額が42億2,478万円余、収入未済額が30億6,801万円余でございます。これは、先ほど御説明申し上げました中小企業振

興資金特別会計貸付金の未収金に係るものでございます。

歳出では、支出済み額が18億9,047万円余、不用額は4,110万円余となっております。

以上、当部の平成26年度歳入歳出決算の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、各課長から説明させますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○吉永和世委員長 引き続き、各課長から説明をお願いいたします。

○奥菌商工政策課長 商工政策課でございます。

まず、商工観光労働部内全課、定期監査における指摘事項はございません。

それでは、決算につきまして、お手元資料の2ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございます。

財産収入及び諸収入がありますけれども、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

3ページをお願いいたします。

歳出のほうでございます。

若干の不用残が出ております。商業総務費として276万円余、大阪事務所費として50万円余、福岡事務所費としまして112万円余の不用残でございますが、いずれも事務費の経費削減に伴う執行残でございます。

商工政策課は以上でございます。

○原山商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

平成26年度の商工振興金融課の決算状況につきまして、主なものを説明させていただきます。

説明資料の4ページをお願いいたします。

一般会計の歳入に関する調べでございます。

まず、国庫支出金の3段目でございますが、地域住民生活等緊急支援のための交付金につきまして、予算現額に対し収入済み額がゼロとなっておりますが、これは、当該交付金を活用した事業につきまして、全額を翌年度に繰り越したことによるものでございます。

次に、繰入金及び諸収入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、5ページをお願いいたします。

5ページから7ページまでは、一般会計の歳出に関する調べでございます。

繰越額と不用額の主なものを御説明いたします。

まず、5ページ下段の中小企業振興費におきまして6,080万円余の翌年度繰越額が発生しております。

翌年度繰越額につきましては、附属資料の1ページをお願いいたします。別冊でございます。

これは、平成26年度2月補正予算におきまして、国の経済対策に係る交付金を活用して計上しました小規模事業者経営力強化支援事業(持続的発展)及び小規模事業者経営力強化支援事業(成長発展)について、国の交付決定が年度末になったことにより、その全額を繰り越しているものでございます。

委員会説明資料の5ページにお戻りいただければと存じます。

同じく、5ページ下段の中小企業振興費でございますが、1,303万円余の不用額が生じております。このうち、主なものにつきましては、次の6ページの備考欄に記載しておりますが、中小企業融資制度に係ります保証料補助や設備貸与事業円滑化補助金などの補助金の執行残でございます。その他は、主に事務費の経費節減に伴う執行残でございます。

続きまして、説明資料8ページをお願いいたします。

中小企業振興資金特別会計でございます。

歳入に関する調べでございますが、繰入金及び繰越金につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

なお、2段目でございます繰越金において、予算額9,050万円余に対し、収入済み額が16億5,873万円余となっており、15億6,823万円余の差額が生じておりますが、これは会計ルール上、予算現額は歳出予算額に見合う額として繰越金の一部を計上し、収入済み額には繰越金全額を計上していることによるものでございます。

次に、3段目の諸収入でございますが、中小企業振興資金貸付金償還元金、利子及び延滞違約金を合わせまして30億6,801万円余の収入未済額が生じております。

収入未済額につきましては、附属資料をお願いしたいと思います。先ほどの附属資料でございます。9ページをお願いできればと思います。

まず、1の平成26年度歳入決算の状況について御説明いたします。

収入未済額30億6,801万円余の内訳でございますが、中小企業振興資金貸付金元金が28億6,440万円余、償還利子が3,332万円余、延滞違約金が1億7,028万円余でございます。

次に、2の収入未済額の過去3カ年の推移について御説明いたします。

平成24年度の収入未済額は、過年度分の31億2,868万円余でございます。なお、現年度の未収金はございません。

平成25年度の収入未済額は、過年度分の30億7,374万円余となっております。なお、平成24年度と同じく、現年度分の未収金はございません。

平成26年度の収入未済額は、過年度分の30億6,801万円余となっております。なお、平成26年度におきましても、現年度分の未収金はございません。

次に、3、平成26年度収入未済額の状況に

ついて御説明いたします。

収入未済が生じております21貸付先のうち、分納中の貸付先は、下段合計欄にございますように、11貸付先、債権額7億4,611万円余となっております。

次に、法的措置を行っている貸付先がございます。

5貸付先、債権額13億8,191万円余でございます。そのうち1貸付先は、連帯保証人の預貯金や役員報酬の差し押さえを行ったほか、資産を隠蔽する詐害行為が認められたため、資産の処分禁止の仮処分を実施した上で分納交渉を行いました。また、3貸付先についても、主債務者や連帯保証人の預貯金の差し押さえを実施しました。残り1つの貸付先につきましても、担保物件の競売手続を進めました。生活困窮状態にあります貸付先は、5貸付先、9億3,998万円余でございます。

次に、附属資料10ページをお願いいたします。

平成26年度の未収金対策について御説明いたします。

①にございますように、年度当初におきまして、未収金対策基本方針や貸付先別の処理方針を策定し、②にございますように、毎月未収金回収検討会を行い、催告や交渉方法等を確認し、回収を実施いたしました。

また、③のとおり、平成26年度中に179回の訪問などを実施し、373万円を回収しております。

次に、④にございますように、法律的な指導を受けるため、弁護士への法律相談も行ってまいります。

⑤の法的措置としましては、先ほど申し上げましたとおり、1貸付先について、詐害行為取り消し権を前提に交渉し575万円余を回収したほか、連帯保証人の預貯金や役員報酬差し押さえを実施し267万円を回収しております。

また、⑥にございますように、債権回収会

社に4貸付先の調査・回収業務を委託しました。

次に、⑦にありますように、新たな未収金の発生を防ぐため、巡回助言を行い、償還猶予予定先への経営改善計画作成支援のみならず、正常先にも必要に応じて助言を行うとともに、中小企業基盤整備機構と連携してアドバイザー派遣等を実施し、専門的な経営支援をあわせて行ってまいります。

なお、平成26年度に担保不動産の競売手続を進めていた1貸付先について、本年4月に熊本地方裁判所から4,682万円余の売却代金配当を受けました。平成27年度においても、未収金対策を進めておきまして、担保物件の売却代金を含めて、9月末までに5,048万円余を回収いたしております。

未収金につきましては、引き続き継続的に粘り強く回収に取り組んでまいりたいと考えております。なお、努力を尽くしてもなお回収は困難と判断される案件につきましては、債権放棄による整理も視野に入れ対応を行ってまいりたいと考えております。

それでは、説明資料の9ページにお戻りいただければと思います。

特別会計におきます歳出に関する調べでございます。

商工費の中小企業振興資金助成費で2,243万円余の不用額が生じております。これは、設備貸与資金貸付金の貸し付け実績がなかったこと等によるものでございます。

商工振興金融課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○松岡労働雇用課長 労働雇用課でございます。

同じく、説明資料の10ページをお願いいたします。

一般会計の歳入に関する調べでございます。

まず、収入未済額について御説明いたしま

す。

1段目の中小企業従業員住宅使用料で830万円余未済が計上されております。

これに関連しましてですが、ちょっとめくっていただきまして、12ページをお願いいたします。

12ページ1段目の家屋貸付料で233万円余、そして13ページ2段目に延滞金、こちらで2,269万円余、さらにその下に記載しております損害弁償金で25万円余の収入未済額が生じております。この4件につきましては、一連のもので、内容につきましては、別冊の附属資料のほうでまとめて説明させていただきます。

附属資料の11ページをお願いいたします。

11ページ1の表に、先ほど申し上げました中小企業従業員住宅使用料から、下の損害弁償金まで、4つの未済額を記載していますが、全て同じ債務者でありまして、中小企業従業員住宅事業に関連したものでございます。合計金額につきましては、下の2の表右端に記載の3,359万円余となっております。

まず、この中小企業従業員住宅事業について概要を説明いたします。

中小企業従業員住宅は、厚生年金還元融資を利用しまして昭和43年から59年度までに実施しました事業で、従業員住宅の確保を目的に県が住宅を建設して、これを中小企業に有料で貸し付け、貸付料が完納された場合に、その住宅を事業者に譲渡するというものでございました。

これまでに68の企業に利用をいただいております。この68の1社が使用料を滞納しまして、また、目的外使用も行っていましたことから、平成25年の12月県議会におきまして、住宅の明け渡しや未払い貸付料の支払いなどを求める訴えを議決いただきました。

これまでの未収金対策につきましては、12ページをお願いいたします。別冊資料の次のページになります。

下段に昨年度までの取り組みを記載しております。

平成25年3月に、①から④までの内容を請求する訴訟を提起し、本県の請求が認められる判決が同年9月に言い渡されました。その結果、貸付料233万円余と延滞金の2,269万円余の額が確定いたしております。

住宅につきましては、かなり老朽化しておりましたので、明け渡しを受けた後、ことし2月に解体をし撤去しております。

また、未収金の回収につきましては、債務者の連帯保証人の不動産が確認できましたので、最後の行に記載しておりますが、ことし2月に強制競売の申し立てを行っております。

資料には今年度の取り組みを記載しておりませんが、2月に競売を申し立てた不動産が先月2,000万円余りで落札されております。早ければ来月中には配当額が決定する見込みとなっております。しかしながら、仮に落札額の全額が配当されましても、収入未済は解消されませんので、今後も弁護士等に相談しながら、引き続き回収に努力してまいります。

それでは、恐れ入ります。説明資料のほうに戻っていただきまして、10ページをお願いいたします。

10ページ一番下の欄になりますが、地域住民生活等緊急支援のための交付金について、予算額1億295万円余に対して収入済み額がゼロとなっておりますが、これは、この交付金の全額を翌年度に繰り越したものでございます。

12ページをお願いいたします。

12ページ一番下の欄にあります繰入金につきましては、予算現額と収入済み額の比較、一番右の数字ですが、2億9,231万円余の減となっております。これは、緊急雇用創出基金を活用しました県事業、そして市町村事業の実績が執行見込み額を下回ったことによる

ものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。

ここから歳出となりますが、労働費の不用額について御説明をいたします。

16ページをお願いします。

中ほどにあります失業対策総務費ですが、不用額が3億3,772万円余となっております。

資料には事業ごとの不用額を記載していませんが、その大半が、恐れ入ります、17ページの備考欄に記載しておりますが、2行目と3行目の緊急雇用創出基金の市町村事業と県事業、こちらの不用額が大半を占めるものとなっております。事業に対する応募が少なかったことや事業完了後の人件費などの確定に伴い生じたものでございます。

なお、これらの基金事業の不用額につきましては、今年度の事業において活用しているところでございます。

続きまして、繰り越し事業について御説明いたします。

恐れ入りますが、別冊の附属資料をお願いしたいと思います。

附属資料の2ページをお願いいたします。

こちらのほうは、平成26年度2月補正予算において国の経済対策に係る交付金を活用して計上しました県外若者等の県内インターシップ促進事業ほか5件につきまして、交付の決定が年度末になったことで、その全額を繰り越して今年度実施しているものでございます。

労働雇用課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○石貫産業人材育成課長 産業人材育成課でございます。

説明資料の18ページをお願いいたします。

まず、歳入に関する調べでございます。

使用料、手数料でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、20ページをお開きいただきます。

表の中ほどに記載しております国庫支出金でございますけれども、不納欠損額、収入未済額はございません。

予算現額と収入済み額との比較で2,242万円余の減となっております。

増減の主な内訳でございますが、まず、20ページの下から2段目に記載しております地域住民生活等緊急支援のための交付金におきまして、当該交付金2,900万円余を活用した事業を全額翌年度に繰り越したことによる減がございます。

次に、21ページの2段目に記載しております訓練事業費補助につきまして、6,867万円が予算現額に対して増となっております。これは、高等技術専門校及び技術短期大学の運営に要する経費への補助につきまして、訓練の実績に応じまして国庫補助の増があったものでございます。

また、お開きいただきまして、22ページの2段目に記載しております生涯職業能力開発事業等委託金につきまして5,683万円余の減となっております。これは主に離職者訓練の受講者の減少及び就職等を理由とする訓練生の中途退校並びに離職者訓練事業の訓練生の就職率に応じて委託先に交付いたします就職支援経費が見込みより少なかったことにより国庫委託金の減でございます。

以上が増減の主な理由でございます。

続きまして、中ほどに記載しております財産収入でございますが、不納欠損、収入未済額はございません。

続きまして、23ページをお願いいたします。

諸収入でございますが、雑入におきまして6万円余の収入未済額がございます。収入未済額につきましては、附属資料で説明させていただきます。

附属資料の13ページをお願いいたします。

委託訓練受講経費の返還金でございますけ

れども、これは、平成21年度に高等技術専門学校で行いました自動車運転科の委託訓練におきまして、訓練受講の際には雇用保険に未加入であった受講者が、訓練受講前にさかのぼって雇用保険の被保険者となりまして、受講対象者の要件を満たさないこととなったため、免許取得経費や訓練手当など10万円余を返還させる必要が生じたことによるものでございます。分納によりまして、22年度までに4万円余を返還させたところですが、就職しても短期間で離職を繰り返し、無職の状態が続いたことから、23年度以降の返還が滞り、現在6万円余の収入未済となっております。

対応といたしましては、4の平成26年度の未収金対策に記載しておりますが、これまで分納誓約書を提出させ、催告を行ってきておりましたが、債務者が平成25年5月から生活保護を受給し始めたこと、今後も継続的な就労につく見込みが低く、返済資金の確保が難しいこと、返済金額が少額で取り立てに要する費用に満たないことから、平成26年3月17日に徴収停止を決定いたしました。

なお、26年度においては、福祉事務所等の関係機関への状況調査を継続し、徴収停止の要件に引き続き該当すると判断されたため、徴収停止を継続しております。

今後も、債務者の生活保護を担当する福祉事務所等の関係機関と連携の上、状況調査を継続し、資力回復状況について確認を行っていくこととしております。

それでは、また説明資料のほうに戻っていただきまして、24ページをお願いいたします。

24ページから26ページまでが歳出に関する調べでございますが、不用額の生じた主なものについて御説明申し上げます。

まず、25ページをお願いいたします。

職業能力開発校費でございますが、7,195万円余の不用額が生じております。

主な理由としまして、右側の備考欄の下段

の(3)の黒ポツの下から2番目、離職者訓練事業におきまして、歳入の職業能力開発事業等委託金のところでも御説明申し上げました訓練受講者の減少、早期就職等を理由とする中途退校並びに就職率に応じて委託先に交付します就職支援経費が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

次に、ページをお開きいただきまして、26ページをお願いいたします。

技術短期大学校費でございます。1,331万円余の不用額がございます。

主な理由としましては、右側備考欄の下段、(2)の下から3番目の技術短期大学校管理運営費におきます教育実習教材等経費や施設管理業務委託などの経費節減、または入札に伴う執行残等でございます。

次に、繰り越し事業について附属資料で説明をさせていただきます。また附属資料の3ページをお願いいたします。

平成26年度2月補正におきまして、国の経済対策に係る交付金を活用して計上いたしました小規模事業者ものづくり人材育成事業につきまして、国の交付決定が年度末になったことによりまして、その全額を繰り越しているものでございます。

産業人材育成課につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

○古森産業支援課長 産業支援課です。

説明資料にお戻りいただきまして、27ページをお願いいたします。

27ページから30ページまでが一般会計の歳入に関する調べです。

使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入並びに寄附金については、不納欠損額、収入未済額はありません。

28ページをお願いします。

5段目の地域住民生活等緊急支援のための交付金1億1,255万円余は、その全額を翌年度に繰り越しています。

続いて、30ページをお願いします。

5段目の年度後返納におきまして、801万円余の不納欠損額と72万円余の収入未済額が生じております。これについては、附属資料で説明いたします。

附属資料の14ページをお願いします。

まず、収入未済に関する調べです。

平成23年度に在宅勤務型ビジネスモデル事業業務委託を行い、概算払いにより委託料を支払いました。事業終了後、委託料の確定を行い、差額について返納が生じましたが、委託先企業が活動休止状態となったため、未納となったものです。このため、社長と交渉を行い、現在は毎月2万円ずつ納付がなっております。本年9月末で収入未済額は60万円余まで減少しております。

今後も全ての未収金が回収できるよう管理してまいります。

続きまして、同じく附属資料の15ページをお願いします。

不納欠損に関する調べです。

平成25年度に、同じ事業者に対しまして、有機エレクトロニクス産業・事業化促進補助事業及び中小企業経営支援等対策費補助金に係る共同研究委託を行いました。

まず、1つ目の有機エレクトロニクス産業・事業化促進補助事業は、500万円の交付決定を行い、概算払いにより補助金を支払いました。事業終了後、補助金の確定を行い、301万円余の返納が生じました。

一方、2つ目の中小企業経営支援等対策費補助金に係る共同研究委託は、784万円余の委託契約を行い、概算払いにより委託料を支払いました。事業終了後、委託料の確定を行い、500万円の返納が生じました。その後、この企業が倒産しまして、法人格が消滅したことに伴い、債権が消滅することとなったため、熊本県会計規則第27条第1項に基づき、不納欠損処分を行ったものです。

委員会資料に戻っていただきまして、31ペ

ージをお願いします。

ここから35ページまでが一般会計の歳出に関する調べです。

不用額の大きいものについて説明します。

32ページをお願いします。

下段の工鉱業振興費において3,461万円余の不用額が生じています。

主なものは、右の備考欄の(1)工業振興費の中で、上から3つ目のリーディング企業育成支援事業と6つ目の次世代モビリティ普及促進事業に係る不用額です。

まず、リーディング企業育成支援事業は、県内企業を高い付加価値を生み出すリーディング企業へ育成する補助事業ですが、交付確定額が交付決定額を下回ったことによる執行残です。

次に、次世代モビリティ普及促進事業は、電気自動車等の普及促進を図るため、充電インフラの整備、あるいは本田との包括協定に基づく実証事業等を行う事業です。電気自動車充電器設置工事の入札に伴う執行残です。

33ページをお願いします。

下段の産業技術センター費で1,965万円余の不用額が生じています。

その主なものは、次の34ページの(2)管理運営費の1番目の運営管理費におきます経費節減に伴う執行残、(3)の試験研究費の3番目の新規外部資金活用事業におきます国に応募していた研究事業が不採択となったことなどによる執行残です。

36ページをお願いします。

熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の歳出に関する調べですが、翌年度への繰り越しはありません。

次に、附属資料の4ページをお願いします。

繰越事業調べです。

平成26年度2月補正予算におきまして、国の経済対策に係る交付金を活用して計上した小規模事業者等支援事業ほか3件について、

国の交付決定が年度末になったことにより、その全額を繰り越したものです。

産業支援課は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○村井エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

決算状況につきまして、お手元の委員会説明資料で説明させていただきます。

37ページをお願いいたします。

一般会計の歳入に関する調べでございます。

国庫支出金、財産収入、諸収入でございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

38ページからの歳出に関する調べでございます。

不用額の大きいものについて御説明申し上げます。

39ページをお願いいたします。

工鉦業費の工鉦業振興費ですが、961万円余の不用額が生じております。

その主なものにつきましては、備考欄の事業の概要の2番目にあります省エネルギー推進事業及び4番目にあります市町村モデル地域支援事業に係る不用額でございます。いずれも補助事業の実績減に伴う執行残でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○寺野企業立地課長 企業立地課でございます。

説明資料の40ページをお願いします。

まず、一般会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

上段の国庫支出金でございますが、地域住民生活等支援のための交付金につきまして、予算現額に対して収入済み額がゼロとなっておりますが、これは、当該交付金を活用した

事業につきまして、全額を翌年度に繰り越したことによるものでございます。

次に、41ページをお願いします。

下段の諸収入でございますが、予算現額と収入済み額に1億8,624万円余の差額が生じております。これは、企業立地促進資金貸付金回収金で新規貸し付けに伴う回収金を見込んでいたところ、新規貸し付けの申し込みが見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、おめくりいただきまして、43ページをお願いします。

一般会計の歳出でございますが、中小企業振興費に3,860万円余、工鉦業総務費に3億9,368万円余の不用額が生じております。主なものは、企業立地を促進するための2つの補助金と企業立地促進資金融資事業に不用額が発生したことによるものでございます。

補助金につきましては、中小企業振興費におきまして、コールセンターなどの立地を促進させるための産業支援サービス業等立地促進補助金と、工鉦業総務費におきまして、製造業の立地を促進させるための企業立地促進補助金において補助金交付申請額が予算見込み額より少なかったことによるものでございます。

補助金は、進出企業の補助金申請の可能性が高い年度に予算計上しておりますが、企業の事業進捗におくれが生じ、翌年度以降の申請になったことなどから、不用額が発生したものでございます。

また、企業立地促進資金融資におきましては、新規貸し付けを見込んでいたところ、申し込みが見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、44ページをお願いいたします。

港湾事業特別会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、おめくりいただきまして、46ページをお願いいたします。

臨海工業用地造成事業特別会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

上段の財産収入の予算現額と収入済み額に1,996万円余の差額が生じておりますが、これは、熊本港臨海用地及び八代外港工業用地におきまして土地貸付収入が生じたものでございまして、予算現額には歳出予算に見合う額を計上したことによるものでございます。

次に、繰越金でございますが、予算現額と収入済み額に2億7,310万円余の差額が生じております。こちらも予算現額には歳出予算に見合う額を計上したことによるものでございます。

次に、48ページをお願いいたします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

上段の財産収入の予算現額と収入済み額に3億7,519万円余の差額が生じておりますが、これは城南工業団地及び白岩産業団地におきまして土地売り払い収入でございまして、予算現額には歳出予算に見合う額を計上したことによるものでございます。

次に、49ページをお願いいたします。

繰越金でございますが、予算現額と収入済み額に2,410万円余の差額が生じております。これは予算現額には歳出予算に見合う額を計上したことによるものでございます。

次に、50ページをお願いいたします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の歳出でございますが、1,410万円余の不用額が生じております。その主なものは、内陸工業用地基盤整備事業によるもので、不用額につきましては、各団地の除草など管理経費の執行残でございます。

次に、附属資料をごらんください。5ページをお願いいたします。

平成26年度2月補正予算におきまして、国の経済対策に係る交付金を活用して計上した

グローバル企業誘致推進事業と企業の地方拠点強化等推進事業につきまして、国の交付決定が年度末になったことによりまして、その全額を繰り越したものでございます。

次に、同じく附属資料の16ページをお願いいたします。

県有財産の処分の状況でございますが、御船町にあります白岩産業団地の区画の一部、八代市にあります八代外港工業用地区画の一部、熊本市南区にあります城南工業団地の区画の一部及び益城町にあります熊本テクノロジーパークの区画の一部を民間企業に売却したものでございます。

企業立地課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○満原観光課長 観光課でございます。

説明資料の52ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

52ページが一番下をごらんください。

地域住民生活等緊急支援のための交付金について、予算現額に対して収入済み額がゼロとなっておりますが、これは、当該交付金を活用した事業について、全額を翌年度に繰り越したものによるものでございます。

次に、54ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。

観光費で636万円余の不用額が生じております。主なものとしまして、補助事業のMIC E等誘致促進事業の実績減による執行残でございます。

繰越事業につきまして、附属資料の6ページをお願いいたします。

平成26年度2月補正予算におきまして、国の経済対策に係る交付金を活用して計上いたしました世界ジオパーク・世界遺産登録記念推進キャンペーン展開事業ほか2件について、国の交付決定が年度末になったことにより、その全額を繰り越しているものでござい

ます。

以上でございます。御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○磯田国際課長 国際課でございます。

説明資料55ページをお願いいたします。

歳入に関する調べでございますが、不納欠
損額及び収入未済額はございません。

55ページ2段目、地域住民生活等緊急支援
のための交付金につきまして、予算現額に対
し収入済み額がゼロとなっておりますが、こ
れは、当該交付金を活用した事業について、
全額を翌年度に繰り越したことによるもので
ございます。

また、56ページをお願いいたします。

雑入でございますが、荒尾市と共同で開催
した宮崎兄弟文物史料展に係る負担金の執行
残が県に還付されたもの、海外派遣職員の宿
舎の解約により契約保証金が還付されたもの
などを合わせて206万円余となっております。

申しわけございません、説明資料57ページ
にお進みください。

57ページ、58ページの歳出に関する調べで
ございますが、57ページ、総務費で961万
円、58ページの商工費649万円、合わせて
1,610万円余の不用額が生じております。不
用額は、経費節減と旅券発給事務費の執行残
でございます。

まず、経費節減を行った主な事業でござい
ますが、57ページ、総務費の諸費の欄の事業
の概要のポツの4つ目でございます姉妹友好
交流事業、それからその3つ下、上からポツ
7つ目でございますが、国際交流海外派遣事
業、また、次ページ、58ページの事業概要の
欄のポツで行くと上から8つ目になります海
外拠点運営事業等でございます。

具体的には、海外出張の際、出張する方面
に応じて複数の業務をまとめて処理するなど
効率的に業務を行ったことや、海外派遣職員

の宿舍借り上げに係る賃料の節減、熊本広西
館の賃料や光熱費の節減を行ったことにより
生じたものでございます。

次に、57ページ、総務費の諸費の欄、事業
の概要で行きますと、ポツ8つ目になります
が、旅券発給事務費でございます。これは、
旅券窓口である市町村と県との間の旅券関係
書類の移送料が見込みより少なかったこと
により生じたものでございます。

次に、附属資料の7ページをお願いしま
す。

繰り越し事業でございます。

平成26年度2月補正予算において、国の経
済対策に係る交付金を活用して計上した2つ
の事業について、国の交付決定が年度末にな
ったことにより、その全額を繰り越している
ものでございます。

国際課については以上でございます。御審
議のほどよろしくお願い申し上げます。

○成尾くまもとブランド推進課長 くまもと
ブランド推進課です。

説明資料の59ページにお戻りください。

59ページから60ページまでが歳入に関する
調べですけれども、不納欠損額及び収入未済
額はございません。

国庫補助金中、地域住民生活等緊急支援の
ための交付金1,252万円余でございますが、
予算現額に対して収入済み額がゼロとなっ
ております。これは、当該交付金を活用した事
業、くまもとの酒消費拡大推進事業につつま
して、全額を翌年度に繰り越したことによる
ものです。

次に、61ページをお願いいたします。

61ページから62ページまでが歳出に関する
調べでございます。

調査計画費で、中ほどでございますけれど
も、208万円余の不用額が生じております。
これは、くまモン使用許可等管理事業におけ
る経費節減による執行残でございます。

また、同じく61ページ下段でございますけれども、商業総務費で670万円余の不用額が生じております。これは備考欄でございますけれども、伝統的工芸品産業産地振興事業ほかの事業に伴う執行残、それから62ページになりますけれども、くまもとプロモーション推進事業などの経費節減に伴う執行残でございます。

次に、附属資料の8ページをお願いいたします。

先ほど歳入の際に御説明を申し上げましたが、くまもとの酒消費拡大推進事業につきまして、国の交付決定が年度末になったことにより、その全額を繰り越しているものでございます。

ブランド推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○吉永和世委員長 以上で商工観光労働部の説明が終わりました。ここで5分ほど休憩をいたします。

午後1時52分休憩

午後1時58分開議

○吉永和世委員長 委員会を再開します。

それでは、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○荒木章博委員 まず、2点だけ、観光とブランド推進課にちょっとお尋ねをしたいと思っています。ページで言うならば54ページですけれども、観光費として5億4,300万ということで、内訳はここに書いてありますけれども、観光振興費と観光企画関連についてちょっとお尋ねしたいと思っています。

近年、中国の船の爆買いが話題になっております。そういった中で、インバウンドの客に対して、おもてなしの対策は八代港を中心として行われておりますけれども、インバウンドの体制というか、おもてなしの心という

か、そういうところに関してどういうふうに対策をされているのかということをお尋ねしたいと思います。

○満原観光課長 観光課でございます。

インバウンドに対しまして、確かに委員がおっしゃるおもてなしというのが、熊本県に来ていただいたお客様にいい印象を持って帰っていただく、そのことでリピーターがふえるというふうないい循環になるだろうということが当然考えられます。

私どもは、おもてなしというのが、例えば、宿泊施設のみならず、飲食店や、例えば熊本県についてはタクシーをされる交通事業者等も必要でございますので、当該、本年の9月補正におきまして、そういったおもてなしの心を持つ、いわゆるウエルカムマインドの研修及び語学の研修という形、これから対策を講じていくという形にいたしております。

以上でございます。

○荒木章博委員 予算の中で——あれだけ爆買いをして買い物していくわけですから、もっと違ったいろんな、今からやるということですから、充実したやり方というのは——もう来るということはわかっただけですからね、もう一昨年から。そういったところの対策として、1つには、留学生、中国からの留学生を使ったりとか、そういうものも中に入れながらやっぱりやっていくのも一つの方法じゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうかね。

○満原観光課長 語学におけるいわゆる受け入れ側の語学というのは、なかなか、例えば通訳案内士というのは非常に資格が厳しいものですから、体制としてはなかなかそろってないというのが現実でございます。

私どもも、クルーズ船のみならず、2019の

ハンドボール、それからラグビーの世界スポーツにおいて、各国から来られることを想定いたしております。当然、そこでボランティアを含めた留学生の活用というものを今後考えていかなきゃならないというふうに認識しております。

以上でございます。

○荒木章博委員 特に、やっぱりああいう中国から来たのは、1つの商店なんかにとんと買い物に来る。もう日程は決まっていますので、そういう、今言われたような留学生を使ったおもてなしというか——語学がほとんどできないものだから、かなり買い物が混雑すると聞いているんですね。そういったところも今後取り組んでいただきたいなというふうに思っています。

それと、先般私は、FDAで、熊本チャーター便で、島根県の隠岐島に2泊3日、3日間、熊本県人70名ほどと一緒に行ってまいりました。飛行時間というなら——大体6時間7時間かかる場所なんですけれども、FDAの機材が1機あいているんですね。ですから、50分で行きました。帰りももちろん50分で帰ってきましたし、非常に、このFDAを使った旅行というのは、今、鈴木社長が熊本にこの機材を持ってきてから、非常に、このFDAの1機あいてるのを、今度は私たちがおりた後は広島に行く、広島に行って広島から隠岐に行くというような形で、そして見送り体制、おもてなしというか、それはもう入り口でも出るときも、私の飛行機が飛んで、もう飛行機が見えないくらい、人間が見えないくらいまで旗を大きく振って、私も、きょうは朝から隠岐の町長さんにお礼を申し上げたぐらいのことですけれども、そういった何かそういう機材を、FDAとかそういうのが機材を实际使って今まで飛ばなかった路線というのは、例えば広島とか愛知とか名古屋とかは航路がありますから、東京、大阪、

沖縄とかありますから、違ったところとの要するにこういう観光の連携の企画あたりも僕は考えていくべきではないかなというふうに思うんですね。そんなところはいかがですかね。

○満原観光課長 例えば、国内含めて、あるいは、例えば関西国際空港等から来たお客様等もこちらに呼びたいと、熊本を含めた九州に持っていきたいということで、いろいろ旅行会社等に働きかけてはいると思います。

今委員がおっしゃいました、あいた飛行機等の利用等につきましては、空港の利用の仕方とかいろいろございますので、交通担当部局とも検討してまいりたいと思います。

○荒木章博委員 そういうことで、私が1つ感じたものは、そういう地域等の飛行機を使ったFDAを使った交流というのは、とてもタイムリーな企画ではないかなと思うものですから。観光課には、常日ごろ、こういう5億近くの予算をつけて、フランスに行かれたりいろんな活動をして、観光客のインバウンドについて積極的に対応されていますので、国内においても、やっぱり取り組みあたりも企画費も入っていますけれども、企画あたりを詳細に聞くつもりはありませんけれども、そういった企画をやって、例えば後鳥羽天皇が流されたところであり、昭和天皇や平成天皇が皇太子のときに訪問された植樹があるわけですね。そういったところにやっぱり感動するわけですね。そういった熊本のやっぱり旅行会社、県、市、そして、そういうものの取り組みあたりを、今後もやっぱりより積極的に対応していただきたいなというふうに思います。

委員長、2点目。

2点目は、ブランド推進課、61ページですけれども、県産品の振興対策事業ということで予算が計上してありますけれども、県産品

の消費拡大、販路拡大は、今どうですか。こういう予算を組んで、前年度は、要するに成果が上がったのか上がらないのか、そこあたりをちょっとお尋ね……。

○成尾くまもとブランド推進課長 ただいまの資料の61ページに係るものだというふうに思いますが、当課では、県産食材を活用いたしました農商工連携によります加工食品を中心といたしました製造販売に携わる事業者の皆様に対して幾つかの補助事業を持っております。

例えば、県内でテストマーケティングを行う、それから、そういった商品をブラッシュアップして、県外に商談会に行かれる際に補助をするという事業、それから、もう一つ別に、東京、首都圏にございますいわゆる高品質スーパー、ちょっとこだわりのある商品づくりをしておるスーパーがござりますが、そういったところと組みまして、高付加価値商品の開発、こういったことに対する補助というのもしております。また、別途、福岡、熊本におきまして、商談会を関係事業者と連携して開催などしているところでございます。

こうした事業、事業規模といたしましては、20万とか25万の補助だったりしますけれども、昨年の実績といたしましては、これらのテストマーケティング商談会出展等への補助事業にお応えいただいたところが16社でございます。

それから、実績といたしまして、1つ福岡のほうで商談会を開催しておりますけれども、有効商談率が60%を超えると。これは、具体的な商談が決まったものと商談に向けてその後バイヤーさんと話し合いを進めていくきっかけができたものという合計なんですけれども、これが60%を超えるというふうなことで、私どもとしては非常に事業者の皆様のお役に立てているのではないかというふうな

認識はしているところでございます。

以上です。

○荒木章博委員 消費拡大、販路拡大は順調に推移をしていると。昨年度の決算の状況では、そういうふうには認識していいわけですね。

委員長、もう1点、ちょっと私忘れとったものですから。

歴史文化を訪ねた観光づくりというのを一昨年からずっと取り組んでいるようですけども、歴史文化を交えた、そこあたりを一つお尋ねしたいということで、この観光企画あたりにも、今回、それを含めたJRと手を組んだ世界遺産の物語というか、JRを使って、三角、そして今度は荒尾、バスを使ったりして、最終的には熊本駅に戻るとか、そういう販路の拡大をやっているようですけども、県の役割としてどういうふうにはそれを捉えておられますか。その2点をお願いします。

○満原観光課長 歴史文化を訪ねるというこの視点は、非常に私どもの観光の資源として大事なものと捉えています。いろんな観光フェアだとかそういったところにおきまして、熊本県の歴史文化、世界遺産等も含めて、日本遺産を含めましてPRをしているところでございます。

今回の委員お話しされましたJR九州の部分だったかと思っておりますけれども、今回は、その2つの世界遺産を結ぶことをJR九州が企画いたしましたので、そこについて私どもがいろんな形で協力をしたというところでございます。

これからも、そういった企画につきまして、大事な世界遺産等々を含めた歴史文化遺産につきましては、そういった企画、旅行会社等が行ったことにつきましては、できる限りの協力はいたしていきたいと思っております。

す。

以上でございます。

○荒木章博委員 そうですね。前回のこの一昨年の決算と——また世界遺産というのが動き出してきたから、また、それに向かって、今満原課長が言われたように、一つ一ついろんな仕込みを、JRさん、旅行会社、県、市含めて——等とやっぱり仕掛けをしていくということだと私は思いますので、引き続きお願いしたいと思っています。

歴史文化については、もう数年前から取り組んでおられると思いますけれども、夏目漱石とか、宮本武蔵とか、そういった熊本の誇るブランドをやっぱり世に出していく、そして、その提携をしていく、このことも大切だと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思っています。

以上です、前半は。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○前田憲秀委員 私も、観光課さん、同じところから関連で質問させていただきます。

説明資料54ページですけれども、先ほど、不用額の中で、下から2番目のMICE等誘致促進事業の実績減という御説明があったと思います。

具体的には、例えばスポーツイベントが少なかったとか、コンサートが少なかったとか、予定を下回ったとか、そういうことになるのでしょうか。

○満原観光課長 観光課でございます。

1次募集と申しますか、予算を使うときに1次募集を行いました。それで、最初の予定では、スポーツイベントとか音楽イベントで全て実は埋まったんですが、助成要件を途中で満たさなくなったりとか、それからイベントの中止がございました。それで、2次募集

3次募集をかけたんですけれども、その後集まらなかったものですから不用残が出たという事実でございます。

○前田憲秀委員 このMICE事業というのは、例えば県外から人が来ていただく普通の観光と違って地元へ落ちる消費額が多いという認識なんですけれども、そこら辺はそのとおりなんでしょうか。どうなんでしょう。

○満原観光課長 基本的に、多くの方が、まず、国外は余りありませんが、国内から熊本に来ていただくと、その際、交通機関を使って来られるわけですけれども、ほとんど宿泊が非常に多うございます。そういったことでいけば、MICEというものは、宿泊されて、そこで飲食していただく、またお土産を買っていただくということで、多くのお金が落ちる可能性が高い事業だと思っております。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

それに関連して、あと1点。

例えば、フィルムコミッションみたいなロケ地を誘致するなんていうのは、この分野ではないんですかね。ちょっとそこもお尋ねですけれども。

○満原観光課長 フィルムコミッションにつきましても、別事業ですけれども、やっております。一番今話題と申しますか、ことし出ているのは「進撃の巨人」という映画がございましたけれども、それにつきましては、阿蘇等で撮影をいたしております、そこについて助成をいたしております。

○前田憲秀委員 それを周知するだとか、実際ここ撮影されているのは熊本なんだとか、何か小さな映画のロケ地は何件か熊本もあったというふう聞いておりますけれども、そ

こら辺は、やっぱり目標を持って、ぜひ集客へ向けての一つの手だてとして拡大してやっていただきたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

以上です。

○吉永和世委員長 ほかに。

○濱田大造委員 8ページの商工振興金融課さんにお聞きしたいんですが、あわせてこの附属資料の9ページになるんですかね。

この未済額というのが30億を超えているんですけども、これ21件で30億6,800万ということで、お聞きしたいのが、どこの部分が与信管理をまずやっているのか。県がやっているのか。それと、件数とこの金額というのが、これ妥当と考えていいのか、ちょっとわからないんですね。予定していたのより多かったのかとか、そういうちょっと状況を教えてください。

○原山商工振興金融課長 未収先21先ありますけれども、今一応ランク分けをしまして、それで、それぞれのランクに応じた回収方法等、こちらのほうで方針を策定してそれぞれ取り組んでいるという状況でございます。

それから、回収の状況でございますけれども、ここ数年ちょっと少な目になってきておりますけれども、今年度につきましては、もう少し回収ができたかなというところではございました。

○濱田大造委員 もともと貸し付けるときに、その与信管理ってどういうふうになっているんでしょうか。もう一度教えてください。

○原山商工振興金融課長 貸し出すときに、まず事前の相談ですとかございますが、その時点から、この高度化資金というのは、県と

中小企業基盤整備機構、両方でお金を出し合っていて出すことになっています。そちらで両方で診断等を行いまして、それで実際うまくやっているとこのような状況を見きわめた上でお貸しするというようなことが基本でございます。

○濱田大造委員 21件で30億6,800万、これは全体で何件ぐらい、何百件中21件って考えていいんでしょうか。

○原山商工振興金融課長 現在の残高としましては103億ございます。で、48先でございますが、これまでの累計で申し上げますと、1,066先で1,133億円の貸し出しをしております。

○濱田大造委員 了解です。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○高木健次委員 32ページですね。これは古森産業支援課長のところかな。

次世代モビリティ普及促進事業、6,300万円。26年度に、急速充電器5基、普通充電器が26基、電気自動車2台、それで普及活動に入ったということですが、電気自動車の普及率というのはわかりますか。

○古森産業支援課長 産業支援課です。

ことしの5月現在の数字になりますけれども、熊本県内におけます電気自動車の普及率は1,107台という状況になっております。

○高木健次委員 1,107台が急速に普及しているのか、少しずつというのかがちょっとわかりませんが、これだけ6,300万円金をかけているわけですから、この普及には非常に県もしっかり力を入れていかないといけないというふうに思っていますが、ちょっと

参考までに聞きますが、あれは27年の事業だったかね、F C V。水素自動車の基地等、あれは27年度事業ですよ。

○村井エネルギー政策課長 27年の事業でございます。

○高木健次委員 27年ですね。これも、そろそろ27年度年度末に近づいてますから、しなければならぬのかなど、早急にと思えますけれども。要するに、時代は、こういう電気自動車、水素自動車に転換していっていますね。トヨタが、50年度にはもうガソリン車はゼロというような政策も打ち出しているようですが、これはまだ普及展開を図っていくつもりなのか、その辺をちょっとお聞かせください。

○古森産業支援課長 この充電器の整備につきましては、県のほうでE V・P H Vタウン構想というのを策定しておりまして、いわゆる次世代モビリティを県としても推進するという立場にあります。そういう背景のもとに、22年度から26年度にかけて、急速充電器を14基、そして普通充電器を80基、合わせて94基、県のほうで整備を終了しております。県の整備は26年度で完了です。

それ以降につきましては、既に、国の補正予算等におきまして、その助成事業がありますので、そちらを活用しまして、いわゆる第2ステージに入ったという形で、それを活用して民間を中心に普及を図っているところで、この補助事業については、県も積極的に普及啓発をしております。

以上です。

○吉永和世委員長 ほかにありますか。

○濱田大造委員 39ページのエネルギー政策

課さんにお尋ねですけれども、この工鉦業振興費で不用額が結構出ているということなんですけれども、これは、メガソーラーを立地する政策とか、県の新エネルギー等導入推進事業、これは九電の買い取りがなくなったりとかそういうのもかなり影響していると思うんですけれども、今後こういった予算はどうなっていくのか、ちょっと教えてください。もう一度不用額のふえた理由とあわせてお願いします。

○村井エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

今回の不用額につきましては、省エネルギー推進事業、つまり中小企業者及び住宅向けの省エネルギー設備を導入するときの補助金に対して支払われるものと、あともう一つは、市町村モデル地域支援事業として、市町村が、モデル的に新エネルギーあるいは省エネルギーに取り組んで、それが、今後、ほかの市町村等へモデル的に示すことができるものについて事業をするものでございますが、特に省エネルギー推進事業につきましては、ちょっと実績報告期限が2月20日だったものですから、本来であれば12月ぐらいに2月補正で実績がなければ落とすところを2月20日まで待つ必要があったものですから、不用額という形で残ってしまったということで、これは実績報告期限の関係で不用額が出たというふうに考えていただければと思います。

また、今後、再生可能エネルギーの普及の方向性につきましては、太陽光発電のほうは非常に厳しいF I T制度のもとでの買い取りの状況になっておりますので、今後、地熱あるいは小水力等のベースロード電源に近いものの導入促進に力を入れるという方向かと思えます。ですから、メガソーラー等の展開もやっておりますけれども、後はなかなか一気にメガソーラーがふえるという状況は考えられないというふうに思っております。

○濱田大造委員 了解です。

○吉永和世委員長 ほかに。

○山本伸裕委員 6ページの中小企業向け融資の件でお尋ねしたいんですが、中小企業関係の方から聞くと、かなり今体力が奪われてきてて、融資を受ける力もないというようなお話を伺うんですが、実績として、時系列に見て、融資の件数ですね。26年の実績というのがどうなのか、それに対してどういう見解をお持ちかというのをお尋ねしたいと思います。

○原山商工振興金融課長 県のほうでつくっております制度融資の状況でございますが、平成26年度の実績でいきますと、融資件数2,013件で、実績額が116億7,000万余というような状況でございます。時系列でいきますと、近年は減少傾向でございます。ただ、民間資金も含めた全体でいきますと、ふえているというような状況も伺っております。

○山本伸裕委員 金融円滑化法の打ち切りでかなり中小企業の資金繰りが厳しくなるんじゃないかと、当初心配されていましたが、その対策というのは県としてはカバーされているんじゃないでしょうか。

○原山商工振興金融課長 例えば、金融円滑化資金のときですかね。

○山本伸裕委員 円滑化法が打ち切りになってですね。

○伊藤英典商工労働局長 今委員御指摘のところでございますけれども、県といたしましては、金融円滑化特別資金、これは県の制度融資の中にもございますが、これについて

は、今おっしゃったように法が改正になりまして、いわゆる平時の状況に戻すということで、全業種指定ではございませんので、利用がしにくくなっている面がございます。

そういうことも踏まえまして、県としましては、26年度、というより今年度からになりますけれども、小規模の方を対象にした応援資金というものの融資枠を、26年度は38億でございましたけれども、50億ということで融資枠を増加して対応するようにしております。

○山本伸裕委員 やはり全体として体力が奪われているのは間違いないと思いますので、利子補給であるとかそういった配慮も、いろいろ制度の中でぜひ取り入れていただければと思います。

もう1点、委員長。

○吉永和世委員長 どうぞ。

○山本伸裕委員 企業誘致に関してなんですけれども、43ページになりますですかね。

補助金に関してなんですが、誘致企業に対しては補助金とか税金の免除制度とかがあると思うんですが、そういった補助を受けていて撤退するというようなそういった企業は、26年の実績でいったらあるんでしょうか。

○寺野企業立地課長 補助金の返還規定というのを設けてまして、創業してから2年間操業していただければ一定の経済効果はあったということで、その返還はございません。これまでに補助金返還をいただいた企業のところはございません。必ずしも100%の企業が続いていくものとは限りませんので、時折、撤退あるいは閉鎖、あるいは事業の集約あたりで工場をお閉めになることはありますが、これまで補助金を返還いただいた企業はございません。

○山本伸裕委員 26年でちょっと私調べてみたんですけども、例えばルネサスの九州事業所であるとか菊池の山田製作所ですか、そういったところで400人規模だとか195人だとかというようなことでの工場閉鎖なんかが出てたもんですから、そういう点では、こういった企業がちょっと補助金を受けてたかどうかというのは把握してないんですが、少なくとも誘致企業というのは、やっぱり企業の都合で撤退したり工場再編したりすることが当然あり得るわけですけども、やっぱり自治体によっては、2年が例えば4年とか5年とか、そういった期間で補助金の返還を求めるといような取り組みをされているところもあるみたいだし、やっぱり地域経済に与える影響が非常に大きいと思うんですね。

地場産業は、もう地元で頑張るしかないわけですけども、そういった誘致企業は、もう調子が悪くなったらよそに撤退するというようなのは余りにもやっぱりちょっと自己都合を優先し過ぎるんじゃないかというふうに思いますので、地域経済に配慮したそういったことで貢献していただく上でも、やっぱりしっかり誘致した企業が地元に残って頑張ってもらおうような、そういった手だてというのは、県のほうでもさらに検討をお願いしていきたいなと思っております。

以上です。

○吉永和世委員長 要望ですか。

○山本伸裕委員 はい、それで結構です。

○吉永和世委員長 ほかにありますか。

○濱田大造委員 57ページの国際課さんにお尋ねなんですけれども、アクションアジアという政策、戦略的に展開されていると思うんですが、蒲島知事になってから顕著にちよっ

とアジアで動きが活発になってきたなと私も思っているんですけども、費用対効果という面で、この57ページ、58ページぐらいの予算規模で今後行くのかどうか、どのくらいまでが県の対応、県の政策の何というか事業拡大がここぐらいまでで、シンガポールぐらいで打ち止めとか、どういうお考えなのか、ちょっとお聞かせください。

○磯田国際課長 国際課でございます。

どこまでやっていくかというのは、非常に難しい議論にはなるかと思うんですが、私も、現在国際展開をする上でターゲットを絞って順々にやっております。世界を全部相手するのはなかなか難しいものですから。やはり、例えば熊本の県産品を外に売っていくということでは、最も日本との親しみが近いとか貿易障壁が少ないというような意味で、台湾とか、香港とか、また、一時大変中国が、数年前までは、特にブームになったときには中国、そして一時下がりましてけれども、また少し中国も動きが大きくなっています。そういったところでターゲットを絞り、また、物によっては国を分けて攻めていくという形になっております。

私どもは、与えられたリソース、人的なリソース、それから予算も含めて、その中で最大の効果が上がるように頑張っていくということで、実際にお金を使っていくものもございますし、例えば台湾セブンイレブンとタイアップした事業とか、香港のサークルKとタイアップして、コンビニで熊本の認知度をアップしたり、熊本の商品を買っていただくような取り組みをやりましたけれども、それはくまモンを使って向こうの経費でやっていただくようなこともやっております。そういったものを組み合わせて、できるだけ少ない予算で熊本の認知度や商品のアップ、それから熊本の企業の海外進出を支援していきたいと思っております。

○濱田大造委員 私も、1期目のとき、広西壮族自治区に委員の皆さんと訪ねたことがあるんですけども、ちょっといまいよくわからなかったんですね。果たして、あんな中国のもうはるか奥地まで行って、そこと友好、友好関係を築くのはいいんですけども、商談会を開いても果たして効果があるのかなと。

ぜひ、ちょっと答えなくても構いませんので、めりはりのついたことを希望します。

以上です。

○吉永和世委員長 要望で。

○濱田大造委員 要望です。

○荒木章博委員 関連して、国際課の。後半にちょっと言おうかなと思っていたんですけども、今話が出たものですから。

海外のアジア戦略というのは、当初160万かけてたんですけども、知事が積極的なインドネシアとの取り組みをやろうということで、知事公室政策特別予算を計上して、私も指摘をしたことがあるんですけどもね。だから、やっぱり昨年度から、こういうインドネシアを含めたアジア地域とのやっぱりきちんとした取り組みをやらないから、そういう問題が出てくるというふうに私は思うんですよ。

それで、やっぱり海外ビジネスというのは非常に難しい問題がありますので、観光局長は、フランスに行かれて、くまモンと一緒に活動をされて、何か私からしてみれば、フランスに行くのには12時間13時間かかりますよ。だから、やっぱりきちんとしたどんなことをやっているのか。やってもいいんですよ。そのかわり議会に何で報告しないのか。予算をつくっても自分の金じゃないんだから、税金なんだから、だから報告する義務と

いうのはあるんですよ、決算の中で言うことにおいてはですね。

そういった中で、今月中で、福岡、オランダ航空ですか、やめますね。あの華々しかったですよ。もう知事さんも出て、経済界から全部行きましようていうて何百人と行きましたよ。オランダ。あれ、今月中でもうやめるんですね。そういったところなんかはタッチしてますか、九州の動きというのは。

○磯田国際課長 済みません。国際課のほうでは、福岡線の件は直接関与はしておりません。

○荒木章博委員 いや、関与はしてないけど、そういう華々しく台湾便とかいろいろなところをやるのは、非常に脚光を浴びていいんだけど、中身をやっぱりやっていかないと、単発的に、どこにやりますから、どこに行きますと、ぱっとヨーロッパでも何でも、それは、おもしろい縫いぐるみというかな、来るから、みんな喜んで来ますよ。集まりますよ。

しかし、それは、ひいては熊本県とその国、または市と本当に交流ができるのかということ予算的にやっぱり考えていかないと、私はいけないと思うんですよ。だから、インドネシアは日本を裏切ったじゃないですか、新幹線事業でも。だから、そのスリアワンか何とかさんか知らぬけれども、80人も90人も全部招待ですよ。何の目的があるんですか。それは、向こうは。そんな日本国があれだけ協力をしている、お金の面においても全てにおいて協力している日本国を、ああいう中国とやって裏切ったりするんですよ。だから、そんなことを考えながらやっぱり国際化というのはやっていかなきゃだめですよ。だから、もうそこから先は言いません。

だから、そういうところをしっかりと見きわめて、こういう予算、決算、特に決算のとき

にやっぱりそういうところをかみしめて新年度に取り組んでいかないと、また同じことを決算委員会で言っても仕方ないことなんですよ。

だから、特に観光課あたりも、非常に知事が先頭に立ってやられるのはわかるけれども、そういったところの一つ一つを踏み締めながら、決算の中でどういう成果があったのか、どういうところがふぐあいがあったのか。ぱっと浮かれて、ぱっと行っても、バドミントンなんか行っても、バドミントンの人たちは関知はなかなか難しいですよ。秋田もいるわけですから、秋田県知事がみずから行ってるんですから。

だから、そういうところをまたいつか本会議できちんと言いますけれども、やっぱりそういうところをわきまえて決算あたりも、やっぱり反省とかそういうのも少しずつ持ちながら、新年度のこの取り組みあたりも、ちょっと時期的にこういう時期しか言えないものですからね、決算というのは。そういうところをはっきり見きわめて、商工観光労働部長、いかがでしょうか、私の意見には。

○高口商工観光労働部長 国際交流というか、海外とのことに関しては、以前もどこかでお話をしましたけれども、非常に相手国との文化の違いもありますし、まず、理解がなかなかお互いにできない部分もありまして、非常に難しいものだというふうに私たちも認識しております。

やっぱりさっき国際課長も話しましたように、我々も予算的にも限られていますし、人員も限られています。ですから、そういった意味では、なるだけ経済交流に関しては、経済交流が可能性あるところにやっぱり重点化していくというのは当然考えておりますし、そういった観点で言うと、先ほど国際課長が言いましたように、台湾ですとか、あるいは香港あたりというのは——この前も、台湾の

ほうは、県の工業連合会のほうも向こうの電子工業界と包括協定を結びました。非常に、実際に具体的な——ビジネスのほうにお互いにやりましょうということで、具体的な案件もぼちぼち出てきそうな話もありました。

だから、そういったものを一つ一つ積み上げながらしっかりやるのが私たちにとっては大切なと思っておりますので、委員御指摘の点も、我々としてもしっかり心にとめながら、しっかり予算執行、それから事業運営を効率的にやってまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○荒木章博委員 福岡が、ああいう商工団体等含めて、オランダのほうと交流をやって、もう今月いっぱいでもうやめてしまうと、航路はやめてしまうと。そういうことが実際に起きているものだから、そういうことが今後ないように、やっぱり戦略を立てて今後も取り組んでいただきたい。

観光課、国際課、もう努力されておるのは——大変、局長初め努力されていることで、私も12時間13時間かけてヨーロッパに行けというのは、余り行きとくなかですよ。年に1遍しか行こごんなかですよ、はっきり言うて。ですね。ですから、やっぱりそういうところもちょっと考えながら、予算執行は税金であるということ踏まえて、今後も、予算、決算でやっぱり考えていただきたいと思えます。

以上です。

○吉永和世委員長 ほかにありますか。ありませんか。

○浦田祐三子委員 ブランド推進課。済みません。

くまモンのキャラクター設定の進化ということですけども、大体どういったことに取り組まれたのかをお尋ねします。

○成尾くまもとブランド推進課長 もともと5～6年前になりますけれども、熊本で生まれたくまモンが、今、日本国内では多分誰も知らない人はいないであろうというふうなところまで来ております。それから、台湾、香港あたりでも、今本当にブレイクをしているところでもあります。

先ほど、国際課長の話もありましたけれども、県内の事業者にくまモン関連商品の輸出を解禁、去年の6月いたしましたけれども、それに伴いまして50社近くが出ていくと、初めて海外にトライするという、そういう事業者の皆様もたくさんおられるというふうなことがあります。そういう中で、実利に結びつけていくというふうなことが今少しずつ進んでいるのではないかとというふうに私ども実感しているところでございます。

さて、じゃあこれからどうするのかというふうなところなんですけれども、今、2020年の東京オリンピック・パラリンピック、さらに2019年の世界女子ハンドボール、ラグビーの開催等を見据えまして、やはり熊本をくまモンを使って世界にアピールするいい機会、またとない好機が訪れているのではないかとというふうに思っているところであります。

ですから、そういうことを踏まえた上で、私どもも今後どういう方向に進めていくかということは今いろいろと試行錯誤しながらやっていますところであります。多くの皆様からの御意見ですと、例えばキャラクターをふやすことができないかとか、彼女はできないか、あるいは子供ができないか、いろんなそういう方面の御意見もあります。

一方で、国を広げていくことができないかというふうな話もあっております。先ほど荒木委員からもお話がありましたけれども、ヨーロッパのほうも、向こうのさまざまな老舗のブランドとコラボすることによりまして、くまモンのブランドイメージを高めることで

熊本県を売っていくというようなこと、常に私ども熊本県を売っていくための一つの道具としてくまモンを考えているわけなんですけれども、そういうふうな中でいろんな御意見がありますので、私ども、引き続きそういうことを考えていきたいと思っております。

もう一つは、進化という部分で行きますと、さまざまなやっばりにせものが出ているという現実もあります。これは中国のほうでネットあたりを調べますと、数百件のにせもの商品が散見されるという事実がございますので、ここら辺についても、私ども対策を講じて、限られた予算の中で対策を講じていくためにも、いわゆる顧問弁護士の先生とも相談しているところでございます。

いずれにいたしましても、引き続き頑張りたいと思っておりますので、ぜひ先生方の御支援よろしくお願いいたします。

○浦田祐三子委員 ちょうどきのうまで香港に視察で行ってまいりまして、やっぱりくまモンの人気の高さを感じてきたところなんですけれども、それとあと、熊本の輸出商品の中でもくまモンの絵が入っていると非常にわかりやすいなというのは感じたんですけれども。ただ、これまでいろんな経済効果を生み出してきてますので、ただ、これを維持していくのはとても大変かなと思っておりますけれども、いろんなアイデアを絞っていただいて、しっかりくまモンを世界にまたさらに発信していただきたいなと思っておりますので、今後の御活躍を期待いたしております。よろしくお願いたします。

○吉永和世委員長 ほかにありますか。私から1ついいですか。

工業団地、25年度以降の——先ほど高口部長から総括説明の中でありましたけれども、工業団地自体、小規模なやつはもうある程度なくなってきたという、そういったイメ

ージでいいんですか。

○寺野企業立地課長 企業立地課でございます。

城南工業団地が2～3ヘクタールの割と中区画、小規模でございますけれども、これもあと2区画になっておりまして、それと白岩がもう完全に処分しましたので、そういう認識では少しずつだんだん減ってきたのかな。一つが、高速道路ですとかスマートインターの関連で、物流企業、食品関連企業が非常にふえてきたということで、あと数年のうちには中区画のやつがもうありがたなくなる。今後少しずつどうするのかと考えていく必要があると認識しております。

○吉永和世委員長 もう小区画、中区画がなくなってくるという前提の中で、じゃあ今後また工業団地をつくるとか、そういう計画はない、ある。

○寺野企業立地課長 今後どうやっていくか検討中でございます、はっきりつくと決まったわけではございません。と申しますのが、大区画でつくりました昨年から分譲しました菊池テクノパーク、これは20ヘクタール規模あるんですけども、ほかにも臨空にありますテクノパークが半分残っております。こういうやつの処分を見ながら、起債でいきますので、償還財源等含めながら、まだすると決まったわけではありませんけれども、今後どういう形でいいのか、今の売れ行きを見ながら考えていきたいと思っております。

○吉永和世委員長 わかりました。ほかはないですかね。

○山本秀久委員 観光課に1つお願いしときたいんですが、観光課はいろんな課と連携する場面が多いと思います。だから、そういう

ときに交通課とか政策課とかいろいろな課と緊密に連絡を横の連携をとりながら進めているのかということをお尋ねしておきたい。

○満原観光課長 委員御指摘のとおり、私も観光課の仕事自体はいろんな課とつながっております。特に交通とつながっております。あるいは文化遺産等、企画の文化課ですね。世界遺産推進課等も必要になってきます。そういった意味で、お互いに情報を共有するのが大事でございます。おっしゃるとおりでございます。

今後、私たちもいろんなPRをしていく中で、いろんな情報というのも当然大事でございます。交通の情報等も大事でございますので、そういった課ともきちっと連携してまいりたいと思います。

○山本秀久委員 今答弁したように、そういうふうに連携を密にとりながらやっていかぬと、幅が広がってこないと思うんだ。問題点とかなんかにもね。そういう点をよくやってください。お願いしときます。

以上です。

○吉永和世委員長 よろしく申し上げます。ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○吉永和世委員長 なければ、これで商工観光労働部の審査を終了します。

お疲れさまでございました。

次回の第5回委員会は、10月19日金曜日午前10時に開会し、午前に企画振興部の審査を行い、午後から土木部の審査を行うこととしておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、これをもちまして、本日の委員会を閉会します。

本日は、御苦勞さまでございました。

午後2時47分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する
決算特別委員会委員長